

## 3月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君   |
| 2 "  | 大森 茂彦 君  | 9 "  | 朝倉 国勝 君  |
| 3 "  | 山城 峻一 君  | 10 " | 滝沢 幸映 君  |
| 4 "  | 祢津 明子 君  | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 "  | 中島 新一 君  | 12 " | 西沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君  |
| 7 "  | 玉川 清史 君  | 14 " | 中嶋 登 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 山村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 柳澤 博 君  |
| 総 務 課 長         | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 大井 裕 君  |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         | 細田 美香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴海 聡子 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |         |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |         |
| 子 ども 支 援 室 長    |         |
4. 職務のため出席した者
- |             |          |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 定住自立圏と中枢都市圏についてほか | 塩野入 猛 議員   |
| (2) 里山の整備と保全についてほか    | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (3) 今後の道路事業についてほか     | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) コロナ感染者等への支援についてほか | 玉 川 清 史 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 初めに、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

**13番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

#### 1. 定住自立圏と中枢都市圏について

坂城町は、平成23年7月に、中心市上田市と上田地域定住自立圏形成に関する協定を、平成28年3月には中核都市長野市と長野地域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を、議会の議決を経てそれぞれ締結しました。いずれも圏域構成市町村が中心市上田市と中核都市長野市とそれぞれに1対1で締結し、圏域の形成を目指すものであります。両圏域ともに5か年計画のビジョンを策定し、定住自立圏では第3次共生ビジョン、中枢都市圏では第二期スクラムビジョンへと歩みを進めてきています。そこで、これから上田地域定住自立圏形成と長野地域連携中枢都市圏の形成について、お尋ねをいたします。

#### イ. 上田地域定住自立圏

上田地域定住自立圏においては、1月12日に第3次共生ビジョンに向けての変更協定合同調印式が行われました。1次、2次の共生ビジョンでは、圏域の将来像を、「将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域」と、それから「活力の創出による自立した魅力溢れる圏域」の二つを掲げてきましたが、3次でもこの2本柱で進めていくことになるのかを、まず初めに伺います。

本町とは、第1次共生ビジョンで51事業中14事業、第2次では60事業中24事業、そ

して第3次では60事業中30事業の取組が掲げられました。そこでまず、1次の14事業を2次の24事業へどのようにつなげてきたのか。そして、それをこれから始まる3次の30事業へどうつなげようとしているのかを伺います。

協定は、上田市と坂城町が相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し充実させ、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることが目的であります。この目的の現在の達成度をどのように見ているのでしょうか。お聞きをします。

第3次の連携に向けては、一つとして脱炭素社会の実現、二つとしてワーケーション、テレワークの推進、三つとしてスマート社会の実現、四つ目が防災力強化といった新たな視点が加わりましたが、その背景についてお聞きをいたします。

また、第3次の共生ビジョンはまだ見えてきません。第3次は令和4年度から始まり、8年度に向けた5か年のビジョンになるはずですが、その策定の状況をお聞きいたします。

#### ロ．長野地域連携中枢都市圏

連携中枢都市圏は、平成11年から平成の大合併が国の先導により始まり、22年に一区切り、26年からは合併によらず、市町村の存在を認めながら持続可能な地域社会を創生する仕組みの新たな広域連携が示されたことによるものであります。

長野地域連携中枢都市圏は、長野広域連合9市町村をエリアに平成28年度に46事業でスタートし、第一期長野地域スクラムビジョンは平成28年度から令和2年度の5か年間で、坂城町とは35事業の連携協約でスタートしました。連携協約には、一つとして圏域全体の経済成長のけん引、二つとして高次都市機能の集積・強化、三つ目として生活関連機能サービスの向上等に関する取組がうたわれていますが、この三つの基本目標は、今現在どんな状況にありますでしょうか。

策定にあたっては、民間や地域の関係者20人で構成の長野市連携中枢都市圏ビジョン懇談会の意見を聞いていますが、どのような役割、目的で、どんなメンバーで、そしてどのようにこれが生かされているのか。成果ですね、それをお尋ねをします。

構想の特長として、一つとしては自治体の独自性を担保しつつ政策を共有した連携、それから二つ目には自治体自らの事業として迅速に連携、三つ目が1対1協約の締結で柔軟に連携、そして四つ目が議会議決により継続的に安定した連携を生かすと。こんなふうにあります。こうした連携の視点からの効果はどんなでしょうか。お聞きをします。

ビジョンに設定したそれぞれの事業に対して、成果指標（KPI）により評価・検証がされていますが、具体的にどのように進めているのでしょうか。

第2期スクラムビジョンは、令和3年度から7年度までの5か年間の計画で、目指すべき将来像を「誰もが自分らしく活躍できる活気に満ちた圏域」として、坂城町とは57事業中43事業が掲げられました。間もなく1年目の3年度が過ぎようとしています。この1年間

の進捗状況はいかがでしょうか。お聞きをいたします。

そして、気がかりなことは、中枢都市長野市の総合計画の改定を踏まえて、令和4年度2022年度に内容の見直しを行いますと、このようにありますが、この動きについてお尋ねをいたします。

ハ．両圏域の取り組み

定住自立圏は第3次ビジョン、中枢都市圏は第二期ビジョンへと進んできています。両圏域ともに人口減少、少子高齢化対策の下に、中心市上田市、中核都市長野市が、近隣市町村と連携して、人口確保により地方圏の社会経済、生活機能を形成する政策と捉えられ、大枠ではどちらも同じ方向を向いていると考えられますが、町側では両者の違いをどう捉えているか、お尋ねをいたします。

また、坂城町は両圏域に加入しているがゆえに、どちらにどのように共存するのか迷いが生じ、宙ぶらりんの状況にも見えてきます。この際どちらか一方の圏域に決めて、集中できる体制の下に政策を進めていくことについてはどのようにお考えか、お聞きをいたします。

**町長（山村君）** ただいま塩野入議員さんから、1番目の質問としまして、定住自立圏と中枢都市圏について、イ、ロ、ハとご質問がありましたけれども、私は、この中のハの両圏域の取り組みという観点からお答えを申し上げまして、そのほか担当課長から答弁を申し上げます。

今もお話がありましたけれども、まず初めに、定住自立圏構想は、安心して暮らせる地域を各地に形成し、人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するため、平成20年12月に国において要綱が制定されました。

この要綱において、圏域の中心市とその近隣の市町村は、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化、この三つの視点から、行政及び民間機能の集約化、ネットワーク化を進め、圏域全体の活性化を通じて人口の増加を図るため連携することとしております。

また、中心市は圏域の将来像や、協定に基づき推進する具体的な取組事項を記載した、圏域全体を対象とする共生ビジョンを策定し、公表することとされております。

町では、先ほどもお話がありましたが、平成23年7月に上田市と上田地域定住自立圏形成に関する協定を締結し、圏域全体の活性化のため連携を進めてまいりました。

一方、連携中枢都市圏構想推進要綱は、第30次地方制度調査会の大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申を踏まえて、平成26年8月に制定されたものであります。

その中では、地域において中核性を備える中心都市が、近隣の市町村と連携して経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢化においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点

を形成することが連携中枢都市圏構想の目的とされております。

この要綱に基づきまして、当町と長野市の間におきましても平成28年3月に連携協約を締結し、連携事業に取り組んでまいりました。

ご質問の長野、上田両圏域の違いにつきましては、どちらもその目的を人口減少社会においても活力ある社会経済を維持し、当町を含む圏域の発展を図るものであり、基となる要綱や手続の違いはありますが、趣旨を同じくするものと捉えております。

また、町や町民の生活を取り巻く圏域は、行政の結びつきによる圏域や商業など生活圏としての結びつきなど、上田圏域、長野圏域双方に結びつきがございます。当町は、上田、長野両圏域の結節点に位置し、どちらの圏域にも属することができる地理的なメリットを持っております。

そういうことで、先ほど塩野入さんが宙ぶらりんと申し上げましたけれども、決してそういうことではなくて、むしろ坂城町が中核になって、上田市から長野市までの広い広域圏を坂城が中心になって運営していると、そういう自負を持っております。

このような特徴を最大限に生かして、住民の皆様の利益や町へのメリットを考慮し、必要な分野において必要な相手と連携し、それぞれの圏域としての発展とともに、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」を実現させてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（大井君）** 定住自立圏と中枢都市圏についての、イトロのご質問に順次お答えをします。

初めに、上田地域定住自立圏の第3次共生ビジョンに位置づけられる圏域の将来像についてのご質問ですが、第1次及び第2次の共生ビジョンに位置づけられた将来像は、「将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域」と「活力の創出による自立した魅力溢れる圏域」でございます。共生ビジョンは、中心市である上田市において策定されるものですが、圏域の将来像につきましては、第3次共生ビジョンに引き継がれるものと考えております。

次に、1次から3次の各事業のつながりに関するご質問ですが、1次では51事業中14事業で連携をスタートいたしました。この14事業の中には、喫緊の課題であった地域の中核病院である信州上田医療センターの機能回復、周産期医療体制の整備など、地域医療の再生に向けた取組や、ものづくり産業が集積し、産学官連携による支援体制が充実するなどの強みを最大限に生かし、企業の競争力の強化や企業誘致の促進等を図る取組がございました。

第2次では、地域医療再生や産業振興など、当町にとって連携を続けていくことが必要な事業を継続し、新たに結婚から子育て、教育までをきめ細やかに支援する環境を整えるため、結婚支援や産後の子育て支援施設の運営、芸術文化振興、長野大学の活用など、1次の14事業から24事業へと拡充してまいりました。

令和4年度から始まる第3次には、第2次までのビジョンの成果から、医療、福祉、産業振

興など、これまでの事業を継承しつつ、脱炭素社会への取組やワーケーション、テレワーク、スマート社会の実現、圏域としての防災力強化など新規の事業を加え、30事業の連携を計画しており、より効率的かつ効果的な取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、協定の目的の現在の達成度といたしましては、地域医療の再生に向けた取組の中で、信州上田医療センターの医師数を令和3年7月には77人まで増員することができ、救急医療や周産期医療体制の確立といった医療機能の確保・充実も図られたことに加え、上田地域産業展の支援やワイン産業活性化に向けた取組など、地域の活性化を図る事業も展開され、その目的は一定程度達成されていると考えております。

次に、第3次の連携に向け新たに加わった取組の背景といたしましては、地球温暖化対策が社会全体の喫緊の課題となっており、2050年の脱炭素社会に向け、各自治体での取組が求められております。また、働き方改革やコロナ禍による生活様式の変化が見られ、都市部への一極集中から、地方に移り住み、インターネットなどを活用して仕事を継続するといった働き方や、新しい生活様式を取り入れる方々が増えてきております。さらに、都会でも地方でも同様のサービスが享受でき、新たな産業の振興につなげられるよう、国全体でデジタル社会の推進が求められております。

また、圏域にも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風など、近年、自然災害の激甚化、頻発化に対し、圏域全体の防災対応力を高めることが必要となってまいりました。このような背景から、脱炭素社会への取組やワーケーション、テレワーク、スマート社会の実現、圏域としての防災力の強化が新たに加わったところでございます。

次に、第3次共生ビジョンの策定状況でございますが、共生ビジョンは、国の定住自立圏構想推進要綱において、中心市が定住自立圏形成の協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組や事業費の見込みを記載することとされております。

共生ビジョンの内容につきましては、今年度1年をかけて、各市町村の事務担当者や市町村長、有識者などによる協議や、今年1月に行った変更協定の内容を受け、中心市である上田市において策定作業が進められており、3月末に策定される予定でございます。

次に、ロ．長野地域連携中枢都市圏の連携協約に定める三つの取組の状況でございますが、圏域全体の経済成長の牽引の取組では、産業振興や広域観光などの連携事業が実施され、町単独では難しい県外での農産物や観光PR、長野市が運営する就職情報サイトを通じた地域の就職情報の提供や企業説明会などが実施され、令和元年までは、圏域における観光消費額、年間有効求人倍率ともに策定時を上回りました。

二つ目の高次都市機能の集積・強化の取組では、圏域の農業基盤強化も掲げられており、農業の新たな担い手育成事業などが実施され、当町からも利用がございました。

三つ目の生活関連機能サービスの向上等に関する取組では、休日・夜間の救急患者の受入体

制確保のため、病院群輪番制運営事業や病児・病後児保育の広域利用、移住セミナーや婚活イベントの共同開催などが実施され、安心して暮らせる体制が整えられています。

新型コロナウイルスが蔓延した昨年以降は、対面によるイベントや首都圏に出向いてのイベント、長野圏域に呼び込むイベントなどは計画どおりに進まないものもございましたが、インターネットを活用して実施するなど、それぞれ工夫しながら事業実施に取り組んでおり、スクラムビジョンの三つの基本目標は、おおむね順調に進められているものと考えております。

続きまして、長野市連携中枢都市圏ビジョン懇談会のご質問ですが、ビジョン懇談会は、ビジョンを策定するにあたり、圏域内の様々な分野の現状や将来展望など、広く関係者の意見を反映させることを目的として設置するものでございます。

懇談会のメンバーは、国の要綱において、連携中枢都市圏の取組内容に応じて様々な分野の関係者を含めることが望ましいとされており、産業、大学・研究機関、金融機関、福祉など、連携等に関する分野や機関の代表などで構成されており、当町からは商工会長、子育て支援センター所長が参加しております。

実際の取組事業に関する分野の委員さんが参加することで、より実効性の高いビジョン策定に生かされるというところでございます。

次に、連携中枢都市圏の特長のご質問ですが、スクラムビジョンの概要に記載されている、自治体の独自性を担保しつつ政策を共有した連携、自治体自らの事業として迅速に連携、1対1協約の締結で柔軟に連携、議会の議決により継続的に安定した連携を活かすの四つの事項の効果については、現在の人口減少社会においても、単なる市町村合併などに頼ることなく、それぞれが自立しながら独自性を持ち、必要な事業について選択することができる柔軟な連携が行われております。

また、一部事務組合や広域連合のような新たな組織をつくることに比べ、簡素な仕組みで事業を進めることができるため、町民の代表である議会の皆様の審議を経て、連携の議決をいただき、町全体の総意として、平成28年の当初の協定から迅速に連携事業に取り組み、継続して安定した連携が続けられるといった点からも、効果はあるものと考えております。

次に、それぞれの事業の評価・検証の進め方につきましては、毎年、長野市において事業報告や成果指標（KPI）が作成され、各市町村の事務担当者、市町村長、ビジョン懇談会委員など、それぞれの会議で事業の実施状況や成果指標の達成度などが報告され、次年度の事業に反映できるよう評価・検証を行っております。

続いて、第二期スクラムビジョンの1年目となる令和3年度の事業状況といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況により、人を多く集めるイベントや直接対面するようなイベントは中止となり、達成できなかったものもございますが、オンライン技術を活用する中、移住セミナーや各種研修会など、連携によるスケールメリットを生かした事業を実施し、目的を達

成してまいりました。

このほか、9市町村それぞれの特産物などを盛り込んだふるさと納税の圏域共通返礼品の提供、外国人住民のためのオンライン日本語教室の開催など、新年度新たに連携を始めた事業についても着実に進められております。

次に、長野市の総合計画改定によるビジョンの内容の見直しに関するご質問ですが、長野市の総合計画後期基本計画が令和4年度からスタートするため、連携事業への影響などがある場合には、令和4年度中に関係市町村と見直しの検討を行うこととしているところでございます。

ビジョンを策定する義務を負う中核市の長野市が、ビジョンに記載されている全ての事業に関係していることから、中核市の総合計画との調整は必要となるものと考えられ、同様に、その他の連携市町村の総合計画の改定などにより連携事業への影響がある場合にも、必要に応じて見直しを行うものでございます。

**13番（塩野入君）** 定住自立圏の形成は、中心市の都市機能とそれから近隣市町村の魅力を活用して、圏域全体で必要な生活機能を確保して、地方圏への人口定着を確保するという政策でありまして、それによって三大都市圏への人口の流れを食い止めるという、ダム機能といえますか、そんな役目を果たすと、そんなふうにも言われているわけですが、そうしたダム機能という面からの人口流出防止は進んでいますでしょうか。その辺をお聞きをいたします。

それから、上田地域定住自立圏は、上田地域広域連合5市町村のほかに立科町と、それから群馬県の嬭恋村も、これに入っているわけです。広域連合構成市町村に、群馬県にまで広がった2町村、立科町と嬭恋村ですね、この2町村の加入効果によるメリットをどう評価しているかをお聞きをいたします。

そして一方では、長野地域連携中枢都市圏では、長野広域連合9市町村により構成をされているわけでありまして。第二期ビジョンには、広域連合により、長野地域の市町村が培ってきた顔の見える親しい関係を土台に、連携協約に基づく、より柔軟でネットワークの軽い新たな広域連合を目指す、このようになっているわけでありまして。中枢都市圏と広域連合が一体となって取り組む強みについてを伺います。

それから、中枢都市圏第二期スクラムビジョンには、第二期の策定にあたり、SWOT分析による長野圏域の整理を実施して、プラス要因、マイナス要因を内部環境の強み・弱み、それと外部環境の機会・脅威の四つのカテゴリーで要因分析を行い、圏域の状況を把握しています。その辺、具体的にどうなっているかお聞きをいたします。

**企画政策課長（大井君）** 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、上田定住自立圏のダム機能についてのご質問でございますが、将来に向けて人口を推計する上で、基礎データとして使用されるのが国立社会保障・人口問題研究所による推計で



ございます。この研究所が平成22年に実施された国勢調査の結果を基に平成25年に出した推計によると、平成27年の上田圏域は、人口22万七千人、高齢化率30.6%と推計されたところでございます。

平成27年の国勢調査の結果では、圏域総人口22万9千人、高齢化率30%と、圏域として人口減少、高齢化の進展、いずれも抑制することができました。各市町村においても、それぞれまち・ひと・しごと創生総合戦略など、人口減少の抑制に取り組んでいるところではございますが、上田定住自立圏の取組が一定程度の役割を果たしたと考えております。

次に、立科町、嬭恋村の加入につきましては、議員さんもおっしゃっているとおり、1対1の協定でございますので、他町村のことについてなかなか言及するところは難しいところでございますけれども、メリットとしては、連携事業におけるスケールメリットの増大や各追加2町村の観光資源による圏域としての魅力度向上のほか、それら2町村を通じて上田定住自立圏を超えた地域の情報収集や情報発信などが挙げられると考えております。

また、連携中枢都市圏と長野広域連合の同じ構成市町村で取り組む強みにつきましては、広域連合の組織市町村として、平成12年の発足当初からつながりを強めてまいりましたので、連携中枢都市圏と広域連合では実施する事業は異なりますが、連携中枢都市圏の事業を進める上で意思疎通が図りやすく、より効果的に事業が進められることが強みであると考えております。

次に、SWOT分析についてのご質問ですが、この分析方法は、目標を達成するための意思決定の手段として、組織等の内部環境や外部環境を強み、弱み、機会、脅威の四つのカテゴリーで要因分析を行うものでございます。

連携中枢都市圏の第二期ビジョン策定にあたり実施されたSWOT分析では、例えば強みとして、自然や温泉、歴史文化遺産などの観光資源が豊富であることなどが挙げられております。逆に、弱みは首都圏への若者の流出があることなどが挙げられ、圏域の将来像を考える上で、歴史や文化を土台にすることや、若者が集う圏域にしていくことが盛り込まれたところでございます。

これらの分析から、自然循環と経済発展を両立させるSDGsの考え方や、新しい生活様式に対応したワーケーションの考え方、先端技術の活用などが取組方法の中に生かされ、新規連携事業の創出につながったところでございます。

**13番（塩野入君）** 両圏域ともに事業の検証などの進捗状況、どのようなスケジュールで進められているのか、そして、その会議等は、打合せは年に何回ぐらい開かれているのか、その辺をお聞きをいたします。

それから、これは定住自立圏の上田市、それから中枢都市圏の長野市と構成する市町村がそれぞれ相対で連携をして、その集合体が圏域と考えられますが、結ばれた協定・協約は、それ

それ事業ごとに全市町村であったり、それからそれぞれの市町村別、そこはいろいろと担っているわけで、そうした複雑な市町村構成の事業の全体を、圏域としてどのようにまとめ上げていくのか。そして、まとめ上げた成果は、圏域全体としてどのように生かしていくことになるか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから三つ目は、両圏域ともに圏域に対する国の財政支援等のメリット、そういうものがあるかどうか、その辺をお聞きします。以上です。

**企画政策課長（大井君）** 両圏域の事業検証につきましては、中心市が実施状況を集計し、その集計結果を基に、担当者会議、課長会議、市町村長会議、ビジョン懇談会を経て進め、1年をかけて翌年度のビジョンに反映をさせていく作業を進めております。また、会議や打合せの回数といたしましては、通常は担当課長会議が年3回、市町村長会議が1回、ビジョン懇談会が1回、その他担当レベルの会議が随時開催されております。

次に、両圏域の事業のまとめ方につきましては、それぞれ中心市である上田市、長野市が各市町村との調整を行いまとめているところでございます。中心市においては、各事業の進捗状況なども取りまとめ、評価・検証を行い、翌年度以降の連携事業に反映し、各市町村がそれぞれ必要とする事業を選択して連携する中、生活機能を保持していくことで圏域全体の将来像達成に生かしております。

最後に、圏域に対する財政支援につきましては、ビジョンに基づいて実施する事業に要する経費等に対し、毎年特別交付税措置が図られております。中心市を除き、当町を含む連携市町村には、それぞれ1,800万円を上限として経費の80%が措置され、継続した連携事業の実施に生かされております。

**13番（塩野入君）** かつて、いつとき都道府県を超えて行政生活圏をくくる道州制ですね、これが議論されて、全国町村会は基礎自治体が消滅するおそれがあるということで、反対した経過があります。

高速道や新幹線、そしてリニアモーターカーの建設も進み、社会経済活動、さらには生活圏も広くなり、国としてそれに対応する道州制構想により一括まとめようとする考えもあるかと思えます。この構想はくすぶっていて、まだ消えたわけではありません。私には、この道州制のミニ版が定住自立圏あるいは中枢都市圏のような気がしてなりません。

平成の大合併を乗り越えてきた坂城町が圏域の名の下に融合されないかの心配もあり、何とも複雑な気持ちがよぎります。圏域に対して坂城町がどのように進んでいくのか、どのようにかじ取りをしていくのか、坂城町の存在をいま一度見つめ直して、その行き先をしっかりと捉えていくことが肝心であります。

次の質問に移ります。

2. 国道18号バイパス坂城町区間について

国道18号バイパスについては、昨年3月議会定例会でも質問をいたしました。あれから1年の間に工事が進み始め、網掛地区でのバイパスの全容が見え始めてきました。ようやく進み出したかという感はありますが、進み出した建設の状況や今後の取組などについて、これから順次伺います。

#### イ. 進捗状況と建設促進

今年度、令和3年度は本格的に工事が進み始めました。まず、昨年4月から現在までの今年度1年間の取組の経過をお聞きをいたします。また、今年度の予算について、前回では内示段階であり、2億から7億程度の事業計画が見込まれると、幅の広い額のお答えでしたが、実施の事業費をお聞きしますとともに、この区間事業費は総額110億円ということですが、現在までの総額に対する費用の支出状況も伺います。

網掛地区では、千曲川堤防を境に北側の工事は一段落し、今は南側の盛土・排水工事が3月31日までの工期の下に急ピッチで進められております。大量の土砂が運ばれ、地ならしをしながら盛土がされたり、大きなU字溝が敷設されていますが、今のこの工事は、3月31日まではどのような形になるのでしょうか。

かつて用地買収で小網・網掛区間と月見・上五明区間に分けて、2段階での用地取得を行った経過があります。工事についても同じ方法で進められていくように見えますが、この2段階方式を採用するのか伺います。

次に、用地取得の状況についてですが、現在の個人所有地の取得状況はどんなでしょうか。未買収の土地はありますか。

それから、企業、事業所の取得状況について、前回では補償費の算定に時間がかかり、用地交渉に至っていない旨の答弁がありましたが、これは進んでいるのでしょうか。

それから、用地取得の不足分を、国の用地国債の依頼で坂城町土地開発公社が一部先行取得した経過があり、令和5年度までには全て買い戻されることになっているが、その経過と現状の状況をお聞きいたします。

この時期には国の次年度予算の内示が出てくると思われますが、この4年度の状況はどんな状況でしょうか。そして、併せて4年度の事業計画もお尋ねをいたします。

#### ロ. 地元の声に対応を

今、バイパスの姿が見え始めると、図面での説明では気づかなかった意見や要望が出てきました。その一つは、網掛上流部の住民が上田方面に向かうには、一旦上山田方面に戻って、坂都5号線の予定地の交差点まで行くか、もしくは県道77号線を使い、鼠橋信号地点までの長い距離を行かないとバイパスを利用できません。県道は落石の危険もあります。

そこで、堤防脇の水防倉庫の上流ほど近い場所に、バイパスをくぐるトンネル、函渠が予定されていますので、この函渠からバイパス、上田方面への接続道を設置されたいという要望で

あります。

それから二つ目は、小網から網掛方面に向かう町道0507号線がバイパスと近接する、現在ユニットハウスが積み上げられている地点辺りからバイパスへの接続道の設置の要望であります。

バイパスは生活道であります。バイパス建設に土地を提供した地域住民がそれを利用するに不便では困ります。接続道の設置は今からでも間に合うはずですので、町としても早急に強力な働きかけをされたいが、お考えを伺います。

次に、前回の網掛区沿線住民からバイパス建設や進行状況について、定期的とはいかなくても年に二、三回程度の情報提供をしてほしいという私の質問に、要望するという答弁がされましたが、国道事務所側の動きはありません。建設が進むにつれて地域住民の皆さんの関心も高まってくるので、回覧方式でもいいと思いますが、さらなる要望をされたいが、その辺を伺います。以上です。

**建設課長（関君）** 国道18号バイパス坂城町区間についてのご質問に順次お答えします。

まず、国道18号バイパス及び県道坂城インター線等の幹線道路のインフラ整備は、交通混雑の緩和のみならず、当町の産業・経済などの発展に大変重要なものでありまして、加えて防災面において、一部区間の途絶による機能不全にならない多重化した交通ネットワークの形成といった観点からも、早期完成できるよう引き続き積極的に要望活動を推進してまいりたいと考えております。

イ. 進捗状況と建設促進についてのうち、まず昨年4月から現在までの1年間の取組の経過であります。網掛地区におきましては、工事用道路の整備工事のほか、水路付け替え工事、道路本体の盛土工事が行われるとともに、小網地区におきましては、道路建設予定地の支障木の伐採・伐根、整地工事のほか、買収した用地を木柵で囲う木柵設置工事を実施し、上五明地区におきましては、埋蔵文化財の調査、住宅の補償等が行われたところでございます。

続きまして、令和3年度の事業費についてであります。7億4,800万円となっており、区間事業費総額110億円の計画額のうち、事業費ベースの執行率は約29%となっております。

また、現在施工しております網掛地区南側の盛土、排水工事であります。延長120メートルで、道路土工、排水構造物工を実施しております。3月までに盛土及び排水工につきましても、道路の両側に施工完了する予定となっております。

なお、用地買収につきましては、建設当初は小網・網掛区間と月見・上五明区間の2区間に分けて用地買収を行ってまいりましたが、現在は坂城町区間全体で用地買収を行っておりまして、建設工事につきましても、用地買収が完了した区間から造成工事等を行っている状況でございます。

次に、用地買収の個人所有者の取得状況についてのご質問でございますが、長野国道事務所によりますと、まず個人所有地につきましては、水田や畑が多いことから、長野国道事務所が用地交渉をする場合、農閑期などに集中して個人所有地の測量や用地交渉を行っております。

また、企業・事業所が所有する事業予定地の取得状況につきましては、事業の移転先、建物の補償、相手のスケジュール、そういった都合もありまして、補償額の算定にも時間を要することから、用地交渉に入るまで、また交渉に入ってから時間もかかっている状況に変わりありませんが、用地買収には鋭意努力していくとのことでございます。

なお、個人所有者、企業、事業所別の取得状況につきましては、個々の用地交渉の状況があり、国道工事事務所としては回答を差し控えたいとのことですが、坂城町区間全体における令和2年度までの面積ベースでは、81%の用地取得が完了している状況とのことでございます。

次に、町土地開発公社による18号バイパス用地の先行取得につきましては、国の依頼に基づき平成27年度、30年度、令和元年度に実施しており、3年間で144筆、6万1,500平米ほどの用地を約6億円で取得しております。

また、先行取得の買戻し実績としましては、令和3年度までで約4万6,300平米、4億8千万円ほどが国に買い戻され、令和5年度までには先行取得した全ての土地が買い戻される予定となっております。

続きまして、令和4年度の事業費及び事業計画の見込みでございますが、今後正式な予算内示が示される予定であり幅がありますが、事業費で約3から8億円、事業計画では、引き続き網掛地区等の改良工事と用地取得、調査設計を行いたいとのことでございます。

続きまして、ロ. 地元の声に対応をについてお答えいたします。

まず、網掛地区水防倉庫上流の函渠付近から上田方面への国道バイパス接続道の設置と、小網地区北側の町道0507号線からの長野方面への国道バイパス接続道の設置についてでございますが、長野国道事務所からは、事業開始以来、側道を含めて地元説明会を開催した上で測量を行い、用地買収線を決めて用地交渉を行い、用地買収を行ってきた経過があり、新たな接続道の設置は難しいとの回答をいただいております。

接続道の新たな設置は、利便性が上がる一方で通過車両が生活道路へ進入するなど、新たな課題も発生する可能性があり、路線全体で総合的に検討する必要がありますが、地元の声として長野国道事務所へお伝えしていきたいと考えております。

最後に、バイパス予定地沿線住民の方へのバイパス建設の現状や進捗状況についての情報提供でございますが、沿線住民の皆さんに対しまして、事業発注ごとに工事の内容等の回覧を行い、周知に努めているところであります。

令和3年度につきましては、小網地区からの要望を聞く中で、小網地区における伐採・伐根

作業の実施や木柵の設置、また網掛地区における工事用道路の設置や道路本体の盛土工及び水路付け替え工、上五明地区における埋蔵文化財の調査など、その都度周知してきたところでございます。

昨年につきましては、近隣住民の方から、村上地区全体で大きく工事が進んだとのご意見もいただいております、今後も引き続き長野国道事務所へ働きかけをする中で、工事全体の広報の手法についても検討してまいりたいと考えております。

**13番（塩野入君）** 本町では、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会が設置され、これまでも町長を先頭に活動をしてきました。いっとき年度末近くに総会を開催した経過がありましたが、今年度はコロナ対策の下に、議員側も議長やそれから地域交通網対策特別委員会委員に絞るなど、規模を縮小して早い時期に開催されました。コロナ禍の制限下ではありましたが、今年度はどのような活動がされたのでしょうか。

一方、長きにわたり本町と長野市、千曲市、上田市とで広域的に取り組む新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会があります。ここでもコロナ禍により、昨年度、令和2年度は、国土交通省関東地方整備局とリモートによる要望活動をしたとの課長答弁がありました。今年度、令和3年度は、そうした要望活動はなされたのでしょうか。伺います。

そして、さっき説明がありましたように、小網区でも上流部で伐木除去、整地工事というのが今されて、ほぼ済んでいるような感じになってはいますが、小網地区のこれからの建設に向けての予定は決まっていますかどうか、その辺をお聞きいたします。

**建設課長（関君）** 再質問にお答えします。まず、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会につきましては、昨年8月に総会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮して、規模を縮小して開催を行いました。

総会では、長野国道事務所道路調査推進室長から、国道18号バイパスの進捗状況、また長野県千曲建設事務所整備係長から県道坂城インター線の事業の進捗状況、そういった講演をいただいております。

また、年末には新型コロナウイルス感染症がいつき落ち着きを見せましたことから、今年1月下旬に東京へ直接要望を計画したところでございます。再度の新型コロナウイルス感染拡大によりまして、東京への直接要望活動は断念しまして、国土交通省及び県選出の国会議員の皆さんに、文書にて要望書の提出による要望活動をしたところでございます。

一方で、坂城町、長野市、千曲市、上田市で組織します新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市長とともに7月に長野県建設部、また長野国道事務所へ要望活動を行いました。

しかしながら、毎年秋に予定しております国土交通省関東地方整備局への要望活動につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、日程調整を何度も行ったわけで

ございますが、結果的には活動が制限される状況になりまして、昨年と同様、回線を結んでのリモートによる要望活動となったところでございます。

次に、ご質問の小網地区の伐採・伐根、整地工事につきましては、買収された土地の明確化と整備、そういったものが地元地区から要望が出され、そういったことから実施したところでございます。

今後の予定であります、長野国道事務所では、工事については、用地取得や関係機関との協議の進捗状況を踏まえて今後検討することとしております。詳細が決まり次第、その都度近隣の皆さんに回覧等も含めたお知らせをしてみたいと考えております。

**13番（塩野入君）** 国道18号バイパス坂城町区間3.8キロメートルは、平成23年度の事業化から、令和4年度にはもう12年目に突入するということになります。私のバイパスの質問も、今回は既に8回目であります。事業化当時の説明会では、過去の例から見ると、3.8キロメートル程度の事業は、おおむね10年ぐらいで完成するという説明がありました。坂城町区間と特定はしていませんでしたが、その説明で私たちは10年でできるだろうと想定をしました。ところが、東日本大震災や新型コロナ対策の影響もあつたでしょうか、遅々として進む気配がありませんでした。

この間、町単独であるいは同盟会で、国土交通省、財務省への中央要望をはじめ、関東地方整備局、長野国道事務所、それに県選出国會議員などへ何度も要望、陳情を重ねてきております。そうした活動の積み重ねにより、ようやく網掛地区の盛土、排水工事と小網地区の伐木・除根、整地工事が進んでいます。今のように工事が着々と進み、一刻も早い供用開始を期待をいたしまして、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

**10番（滝沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

当町は四方を多くの山に囲まれ、中央には千曲川を配し、四季折々の移ろいは私たちに美しい景観を与えてくれております。葛尾城跡や和合城跡など、山城跡地からは一目で町が見渡せ、そのすばらしい眺めは、他市町村に誇れる財産であると思っております。

ただ、心を痛めておりましたのが、松くい虫による里山の松枯れの状況です。昭和60年頃から被害が確認され、これまで様々な過程を経て、現在も対策を実施していただいております。その中、ここ数年、見た目には松枯れの被害のあつた山の松枯れが減少してきていると個人的には感じております。

町は、総面積約54平方キロメートルのうち森林が約68%を占め、この里山を整備、保全していくことは、山の恵みの恩恵にあずかることと、景観の保全・治山が防災・減災にもつながる町の大きなテーマであります。

また、当町を含む9市町村が2月14日に2050ゼロカーボン宣言を発出いたしました。CO<sub>2</sub>削減のためには、町の財産である森林を再生し、その持つ力を引き出し、利活用を図ることが脱炭素社会の実現につながる重要な取組と考えます。では、以下質問いたします。

1. 里山の整備と保全についてとして、イ. 松くい虫防除対策について質問いたします。

この松くい虫の被害は本州全域に広がり、長野県は全国1位の被害で、当町も長野地域内で長野市に次いで2番目の被害量との報告です。今後もまだまだ松くい虫との長い闘いの中、対策が求められるところです。

ではまず、地域住民に対する配慮としてのリスクコミュニケーションの対応をお聞きします。次に、空中無人ヘリ散布の経過と効果について伺います。

二つ目に、安全確認調査等の結果についてです。散布実施後の調査内容と結果、またその広報の方法を伺います。

三つ目に、防除対策について、今後の取組を質問いたします。対策として基本方針があるわけですが、その主な対策内容を伺います。

次に、ロとして、森林病虫害について質問いたします。

一つ目に、マツノザイセンチュウについて伺います。松枯れの元凶とされるマツノザイセンチュウですが、ここで改めてマツノザイセンチュウとは何か、伺います。また、その被害が広がっている要因は何でしょうか。

二つ目に、森林病虫害被害枯損木利活用事業について伺います。これまで上平地区と南日名地区、そして昨年末から本年にかけ御所沢地区で事業が実施されました。御所沢地区の事業実施において、マツノザイセンチュウの生態状況を事前にご依頼いたしましたので、併せてこの事業の内容とマツノザイセンチュウの生態状況、今後の事業の取組を伺います。

次に、ハとして、森林環境譲与税について質問いたします。

一つに、当町の取組の状況は、また今後の取組を伺います。1月末に新聞報道で、2019年度と2020年度に市区町村へ配分された資金の54%に当たる約271億円が使われず、基金に積み立てられていたとのこと。適正な使途が見いだせていないことなどが理由とされていますが、当町の使途の内容を含め伺います。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんから1番目の質問としまして、里山の整備と保全、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、全般的な件につきましてお答えを申し上げます、その他詳細は担当課長から答弁申し上げます。



先ほどもお話がありましたけれども、当町では昭和60年5月に松くい虫による被害が確認されて以来、昭和63年度には一時沈静化したものの、その後再び増加傾向が続き、平成24年度からの空中散布再開以降減少傾向に転じておりますが、いまだに沈静化の様子がまだ見られないという状況であります。

こうした中で、町では守るべき松林を明確化し的確な駆除を実施、あるいは各種施策を組み合わせた効果的な防除の推進、また松林健全化の推進、新たな防除施策の検討を基本的方針として、伐倒駆除ですとか薬剤の空中散布、無人ヘリ散布などの防除対策のほか、枯損木の利活用ですとか抵抗性アカマツの植樹、それに加えて根茎感染防除、これはマツノザイセンチュウが松の中に住んでいるわけでありまして、それを伐倒処理をしても、木を切ってもですね、その1本の松の周りに根っこがついていまして、根っこを経由してマツノザイセンチュウが隣の木に移るといったことがありますので、伐倒処理した木にキルパーという薬剤を入れて、そこで虫を殺すということをしなきゃいけないということが近年明らかになりまして、坂城町では全国的に先駆的な取組ということで、根茎感染防除なども行っています。このような様々な事業を取り入れまして、総合的な対策を進めております。今後も松くい虫の被害状況を注視しながら、有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、このうち空中散布につきましては、平成21年度から23年度までの3年間、一時中止した時期がございましたが、中止した間、松くい虫被害が急速に拡大し、土砂災害等の二次的災害の危険性を看過できない状況でありましたことから、松くい虫防除対策会議の提言を受け、平成24年度から空中散布を再開するとともに、平成26年度からは苅屋原地区において、人家に近く、有人ヘリでは散布できない急峻な場所への無人ヘリ散布を加え、現在も継続して実施しているところであります。

空中散布の再開からは被害木が減少傾向となり、被害の拡大を防げていることがうかがえることから、空中散布を含めた総合的な防除対策が功を奏しているものと感じております。

また、空中散布等の実施にあたりましては、県の方針に沿う中で指導を受けながら行っており、住民の健康に対する配慮として、住民説明会の開催をはじめ町の広報誌やホームページへの掲載、町防災行政無線やチラシの配布などにより周知を図っているほか、役場に相談窓口を設ける中で、いわゆるリスクコミュニケーションの強化に努めているところであります。

また、空中散布の実施に合わせまして、散布した薬剤成分の周辺環境への環境把握のため、薬剤の安全確認調査を実施しており、大気中濃度測定の結果からは、これまで異常な値は観測されておらず、この結果につきましては「広報さかき」に掲載し、町民の皆様に周知を図っているところであります。

次に、森林病害虫についてお答えします。マツノザイセンチュウは外来種で、体長1ミリメートルほどの植物寄生性線虫の一種ですが、日本での感染につきましては、大正時代

に北米から輸入された松材の中に感染木が存在し、媒介虫、媒介する虫によって日本のアカマツに感染したと考えられております。

松枯れの原因としましては、マツノザイセンチュウと、その線虫を運んで松に感染させる在来昆虫であるマツノマダラカミキリによって松枯れが引き起こされることが明らかになっており、その仕組みは、マツノマダラカミキリが運搬するマツノザイセンチュウが松の樹体、木の中に入り、樹脂道、木の油の道といいますか、中の動脈などが破壊され、やがて急速に枯れてしまうというものであります。

また、被害が広がっている要因としましては、マツノマダラカミキリは、1匹当たり平均で1万5千頭ものマツノザイセンチュウを持っているとされており、羽化したマツノマダラカミキリは、健全なアカマツの若枝を食べるために飛び回ることから、被害が拡大しているものと推察されているところであります。

こうした森林病害虫による被害を受けた樹木を伐採し、バイオマス発電所に係る燃料として利活用する森林病害虫被害枯損木利活用事業に関しましては、里山を中心としたアカマツ林において実施しているところであります。これにより、以前と比較して松林の健全化が図られ、地元の憩いの場としての里山が再生されつつあると感じているところであります。

今後も里山の環境整備とアカマツ林の健全化に向けて、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ハの森林環境譲与税についてお答えします。森林環境譲与税は、市町村が森林整備を実施するための財源として譲与されるものであります。森林環境譲与税は、令和元年度から譲与が開始されておりますが、当町では、これまでに森林環境譲与税を活用して整備の必要な森林を選定し、優先的に整備すべき森林の順序づけを行う中で、対象森林の所有者に対し今後の経営管理についての意向調査を実施しております。

令和4年度からは、意向調査の結果に基づき、森林所有者と林業事業体及び町による三者協定を締結し、対象となる森林の整備を進めていくところであります。

整備を実施するにあたりましては、請け負った林業事業体に対する補助制度を新たに創設し、森林の有する公益的機能の維持増進を図ってまいりたいと考えております。

また、森林環境譲与税の使途につきましては、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設されておりますことから、町内の森林環境整備を中心に、林業の担い手育成のほか、木材利用の促進や普及啓発などに広く活用してまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 里山の整備と保全についてのご質問に順次お答えいたします。

当町では、松くい虫被害の激害に対処すべく様々な事業を取り入れた総合的な対策を実施しており、特に一時中止していた薬剤の空中散布を平成24年度から再開し、平成26年度から

は荊屋原地区での無人ヘリ散布も導入して取り組んでいるところでございます。

これらの総合的な対策により、平成25年度に確認された2千本以上の被害木に対し、平成30年度以降は半分以下まで減少しており、こうした総合的な防除対策が功を奏しているものと考えております。

空中散布の実施に際しましては、薬剤安全確認調査を実施しているほか、役場に相談窓口を設けるとともに、化学物質過敏症等の不安をお持ちの方のために申出書の配布を行い、近隣病院には緊急時の対応を依頼するなど、リスクコミュニケーションの強化にも努めているところでございます。

薬剤安全確認調査では、町内4か所32検体による気中濃度調査、村上地区の河川とプール9検体による水中濃度調査、散布区域と町内公共施設等81か所における飛散状況調査を実施しておりますが、気中濃度及び水中濃度調査では、いずれも国の基準値を下回る定量下限値以下であり、飛散状況調査では全ての箇所において薬剤の飛散は確認されていない状況であります。これらの結果は、松くい虫防除対策会議や住民説明会にて報告しているほか、「広報さかき」にも掲載しております。

松くい虫防除対策については、町の基本方針に基づき総合的な対策を講じているところですが、近年ではアカマツの根の癒合部分を経路として感染が広がる根茎感染も確認されており、町防除対策会議のアドバイザーであるNPO法人松くい虫研究センターの理事長である阿部先生のご指導の下、被害拡大を防ぐ対策にも取り組んでいるところでございます。

次に、ロ．森林病害虫についてお答えします。町長の答弁にもございましたが、マツノザイセンチュウは北米からの外来種とされており、体長1ミリメートルほどの線虫の一種ですが、自ら松に飛来するのではなく、マツノマダラカミキリを利用して元気な松に取りつき、侵入したマツノザイセンチュウは松を枯らすほどに増殖し、次のマツノマダラカミキリの体に乗って次々に広がっていきます。

一方、マツノマダラカミキリは、6月から8月頃弱った松に飛来して樹皮の下に産卵し、ふ化した幼虫は材内で越冬し、翌年の6月から7月頃成虫になって飛び出します。このときに、材内にいるマツノザイセンチュウを多数体につけて、まだ枯れていない松に媒介します。このことから、松枯れを予防するには6月上旬から薬剤を散布し、マツノマダラカミキリの駆除により媒介を防ぐことが最も効果的であるとされております。

次に、森林病害虫被害枯損木利活用事業につきましては、森林づくり県民税を基に、森林病害虫により被害木・枯損木となった水分量の少ない木をバイオマス燃料として有効活用することを目的とした補助事業であります。伐採した被害木・枯損木を搬出除去することから、里山の景観整備や道路などのライフラインの保全が図られ、さらには森林の健全化につながることで期待できる事業であります。

本年度は町を事業主体として、御所沢の十二社周辺のアカマツ林において、森林病虫害被害枯損木利活用事業を実施しており、95立方メートルの木材の搬出処理を行っております。この事業の実施にあたりましては、事前に枯損木を含むアカマツの辺材を採取して、感染状況の調査を行いました。

調査結果では、一見すると正常な生立木の全てからマツノザイセンチュウの痕跡が検出され、翌年以降マツノザイセンチュウ病を発症するおそれがあるとのことであり、また、これらは根茎感染の可能性も高いとの見解も示されております。

今後も里山を中心に事業箇所を選定し、里山の環境整備とアカマツ林の健全化のため、森林病虫害被害枯損木利活用事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、森林環境譲与税を活用した町の取組についてお答えいたします。森林環境譲与税は、令和元年度から譲与が始まり、対象森林の抽出や傾斜角度による区分、路網図など26種類の基礎図を作成いたしました。

また、令和2年度には、その基礎図を基に、環境林と生産林の区分により林班ごとに点数化し、整備を進める優先順位を決定し、今年度において森林所有者への意向調査を実施いたしました。

この意向調査は、前年度までに作成された資料を基に、図上で整備が必要と思われる森林を選定し、踏破及び空撮による現地調査で整備が必要とされる森林を決定した上で、その森林の所有者に対して、所有森林の経営管理をどのように行っていくかをアンケート調査したものであります。

令和4年度からは、意向調査の結果に基づき、町に経営を委託したい、または町を通じて林業事業体に経営を委託したいと回答した森林所有者と林業事業体及び町による三者協定により森林整備を進めてまいります。各年度におきまして、環境林1林班、生産林1林班の計2林班を基本として整備を進めていくこととしております。

なお、今年度で発生した残額につきましては、坂城町森林づくり基金に積み立て、今後の森林経営管理制度に基づく森林整備を中心に、地域産材の活用や林業振興施策に活用してまいります。

**10番（滝沢君）** ただいま町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。やはり、この防除対策ということ、坂城町の場合は空中散布を再開したということで、大きな効果が上がっているというふうに思っております。ただ、いろんな立場の方から、やはりこの空中散布ということは、いろんな懸念として上げられてきていることも事実であります。

ただ、やっぱり財産、それから苅屋原の風致地区ですね、この辺の急峻な斜面は、なかなか樹幹注入とか伐倒駆除ということはかなわないわけがございます。その中で、やっぱり空中散布というのは、どうしてもする必要はあるとは思っております。いろんな複合的な対策を含め

てなんです、やはり空中散布に関しては、安全を第一にということで今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、森林環境譲与税についてもご答弁いただきましたけれども、当町においては適正に運用されているということで理解をいたしております。この森林環境譲与税ですが、2024年度からは個人住民税に1人当たり1千円を上乗せして徴収する森林環境税ということで始まるわけです。納税者の理解を得るためにも、各自治体の実情に合わせ、その制度変更も必要ではないかなというふうに感じております。

次に、森林病虫害についてご答弁いただきまして、被害状況とそれからメカニズムを伺いました。非常に興味深い報告もいただきました。ご答弁の中で、根茎感染ですか、やはりマツノマダラカミキリだけが媒介して広がるというのではなくて、根を通して広がるリスクがあるということで、これは森林組合さんとか、県のほうでもいろいろ調査をしていただいた結果ということなんです、やはりここら辺の対策ですね。今、町長のほうから薬剤ということのお話もありましたけれども、これは実際に木を伐採していかないといけない部分もあるので、枯損木利活用事業、これと併せて、やはりそういうことを進めていくということが必要ではないかなと感じております。

非常にマツノザイセンチュウの繁殖力が強いということをおもっております。私もちょっと調べてみましたら、やはり1ミリの線虫が卵から成虫になるには3日から5日ということで、雌は約100匹ぐらいの卵を産むということらしいです。今、町長のお話で、マツノマダラカミキリに1万5千頭、頭という言い方も初めてお聞きしたんですが、1万5千頭が、マツノマダラカミキリといたってそんなに大きな虫ではないですよ。せいぜい3センチ、4センチぐらいでしょうか。そこに1万5千匹もつくというのは、これは驚きなんです、それがやはり松の中に入り込むということは、相当数の線虫が入り込んで松を枯らしていくという、そんなようなメカニズムといいますか、その辺を確認をさせていただきました。

もう一つは、そのマツノマダラカミキリ、やはり駆除のためには、先ほどの空中散布ということはかなり有効ということなんです、やはりそれが成虫となって飛び出す6月頃、毎年6月頃に空中散布を実施されておりましたが、やはりその意味合いがよくわかりました。やはり6月頃にマツノマダラカミキリが飛び出すということで、それに合わせて空中散布が必要なんだということを改めて理解をさせていただきました。

それから、御所沢の事業実施で、線虫の状況も確認をしていただいたんですが、やはり健全な松の木にも痕跡があると、DNAが残っているということになると思うんですが、これは非常にそういう意味では、かなり町内にも広範に広がっているんじゃないかというふうなことが推察できるんですけれども、その意味では、やはりご答弁にありました抵抗性のアカマツですね、そういうような転換というのを今後拍車をかけていただくといいますか、取組として進め

ていただく必要があるのではないかなというふうに思っております。

では、その中で再質問させていただきます。先ほども言いましたけれども、やはり松くい虫の被害というのは、町広範に広がっているということは十分に推察されるわけですが、その防除対策ということは、やはり広域での連携した取組が必要ではないかと思っております。近隣の上田市、それから千曲市との連携の状況、これを伺います。

それから、二つ目に、先ほどもちょっと言いましたけれども、樹種転換を含めた質問ということで、今後、松を抵抗性アカマツへの転換の取組ですね。それと針葉樹から広葉樹への転換のお考え。

それからもう1点は、令和2年度の町の育樹祭の際、県の林務部の係長さんからの報告がありまして、その際、近年カラマツの需要が非常に伸びていると。建設資材としての価格がアップして、評価が上がってきているというようなことを話されておりました。今後そこら辺の取組について、町のお考えをお聞きいたします。

それと三つ目ですが、ご答弁にありました枯損木利活用事業ですけれども、やはりこの枯損木を木質バイオマス発電の燃料へ、チップ化して利活用を進めるという取組ですね。これは森林の整備や保全と併せて、燃料としての調達や流通で新しい雇用が生まれることも期待できると思います。今後進めるべきカーボンニュートラルへの考えとしても有効な手段だと思いますので、今後この事業に対する町の考えをお聞きいたします。

以上、お願いいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、上田市、千曲市との広域連携についてのご質問でありますけれども、上田市とは、県の地域振興局を通じて情報共有を図っているほか、必要に応じて連絡調整を行っております。また、千曲市とは空中散布を行っている自在山及び苧屋原地区に市と町の境があることから、情報共有また連携調整を図りながら防除対策を実施しているところでございます。

次に、抵抗性アカマツほか樹種転換に関するご質問でございますけれども、抵抗性アカマツは、松くい虫被害により本数が減少した箇所、かつアカマツ以外の樹種では保全が難しい地形で植樹を進めているところでありまして、当町でも植樹しておりますけれども、植樹をした松は順調に生育している状況からも、松林の再生に寄与しているものと考えているところでございます。

それから、針葉樹を広葉樹にしていくという樹種転換についてでございますけれども、こちらは適地適木の考えからも、環境や条件に合わせた樹木の選択が肝要であると考えているところでございます。

それから、カラマツ材の関係でございますけれども、こちらの需要、価格等につきましては、ウッドショックの影響もございまして、昨年引き続き高い状況で推移しているところであり

ます。町内のカラマツ林についても、木材としての利用を進めるため、搬出間伐等を推進してまいりたいと考えております。

それから、今後の枯損木利活用事業のご質問でございますけれども、枯損木利活用事業につきましては、バイオマス発電といった再生可能エネルギーの利活用にも通ずるものでございますので、継続して実施してまいりたいと考えております。

**10番（滝沢君）** 担当課長より再答弁をいただきました。やはり、ここら辺の木材の利活用保全というのは、非常に今後そういう意味では本当に新しい資源として進んでいく可能性を十分に秘めていると思っておりますので、どんどん、町は有効な財産でありますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

時間の関係でまとめさせていただきますけれども、先ほど言いましたけれども、森林の持っている力は、光合成により大気中のCO<sub>2</sub>を吸収・固定し、植林と利活用を図っていくことで半永久的に循環型経済の柱になります。

木材3キロから4キログラムが灯油1リットルに相当する発熱量との試算もあります。森林はそのベースになる自然資本であり、SDGsの13番目の目標として、気候変動に具体的な対策をと掲げられております。森林の保全と再生、利活用、またカーボンオフセットの考え方に今後も注目をし、各種の施策と取組を望むところです。

では、次の質問に移りたいと思えます。

選挙と投票所について、2番目として挙げます。

これまで数回、質疑表題としてきましたけれども、再度取り上げさせていただきます。昨年は参議院補欠選挙と衆議院総選挙が実施され、本年は県知事選挙と参議院選挙が実施予定で、来年は統一地方選挙が控えております。国民の権利である選挙と投票ですが、これまで投票率アップに向け、投票しやすい環境を整えるため、投票時間延長や期日前投票の拡充などが図られてきております。

ただ、投票率自体は上がってきているとは言えません。特に若い世代の投票率が低いことで、様々問題提起をされております。進む人口減少、少子高齢化時代、またデジタル化が進む中において、投票時間や投票所の数、投票方法の在り方を含め、選挙制度の課題として見直しの議論をされるべきだと思います。私が昨年投票所の立会いをさせていただいた体験と聞き取りをした内容を含め、以下質問をいたします。

まず、イとして、投票率について質問いたします。

一つ目に、令和3年の参議院選挙と衆議院選挙の各年代別の投票率を伺います。10代からの各年代と70歳以上としてお聞きをいたします。

二つ目に、期日前投票率の推移を伺います。平成29年10月と令和3年10月の衆議院選挙の比較でお聞きをいたします。

三つ目に、今後の投票率アップへの取組について伺います。昨年10月の衆議院選挙の全国の投票率は、55.93%と戦後3番目に低い結果で、主権者意識を高める取組が求められるところです。町でもこれまで取り組まれてきましたが、主権者教育、模擬議会、高校生の議会傍聴、また町民への啓発、広報等について伺います。

次に、口として、投票所について質問いたします。

一つ目に、期日前投票所増設への考えを伺います。近年、期日前投票は簡易に投票できる環境に整備されてきました。広く投票の機会を設けることにも合致し、今後まだコロナ感染症の収束が見えない状況下では、投票時の密を避ける意味でも分散投票としての効果はあると思います。また、民間施設を利用した事例も増え、投票がしやすくなってきているのではないのでしょうか。そこで、当町の場合、文化センター、村上地区に増設への考えを伺います。

二つ目に、投票所変更への考えを伺います。町内には15か所の投票所がありますが、そのうち第6投票所の閻魔堂は、ご承知のとおり何段もの階段を上り、靴の履き替えにも段差があり、足腰が不自由な方には不便な投票所です。簡易スロープを設置していただいておりますが、投票日当日も数名の方が大変に苦勞をされておりました。近年の公共施設の在り方としてバリアフリー化が進められており、改善を求めるところです。以前も質問しましたが、再度第6投票所変更のご提案をいたしますが、そのお考えはいかがでしょうか。

三つ目として、立会人の立会時間短縮について伺います。昨年、立会人として携わらせていただきましたが、町職員の皆さんを含め、立会人の大切さを身をもって経験させていただきました。各区の区長さんもそのお立場で任を果たされたと思いますが、1日13時間拘束されるということは大変なことだと実感をいたしました。ある区長さんからは、立会時血行障がいになったとの事例も伺っております。せめて半日ごとの立会であれば、負担軽減につながると思います。ぜひ検討いただきたいところです。お考えをお聞きいたします。

以上につきまして、質問いたします。

**総務課長（臼井君）** 選挙と投票所についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、投票率についてのうち、令和3年の参議院議員補欠選挙と衆議院議員総選挙の年代別の投票率でありますけれども、初めに、令和3年4月25日に執行された参議院議員補欠選挙につきましては、10代が24%、20代が23.08%、30代が34.74%、40代が43.71%、50代が54.17%、60代が61.86%、70代以上が56.29%となっております。町全体といたしましては、49.07%という状況でありました。

続いて、昨年10月31日に執行された第49回衆議院議員総選挙、第25回最高裁判所裁判官国民審査に関する投票のうち、小選挙区選出議員選挙における年代別の投票率につきましては、10代が39.84%、20代が37.37%、30代が50%、40代が59.7%、50代が68.6%、60代が75.74%、70代以上が64.87%となっております。



町全体といたしましては、61.73%という状況でございます。

次に、衆議院議員総選挙における期日前投票の投票率の推移につきまして、まず前回の平成29年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙の投票率につきましては、24.37%。昨年10月31日の第49回衆議院議員総選挙につきましては26.49%となっており、前回との比較で2.12ポイント増加しております。

次に、投票率アップへの取組についてであります。これまでもより多くの皆さんに投票していただけるよう、幅広い年代に向けて様々な啓発活動を行っているところであります。小中学校におきましては、県の選挙管理委員会が主催する選挙推進ポスターコンクールへの出展をお願いする中で、毎年作品の応募をいただいております。入賞作品も出ております。作品の制作を通して選挙の仕組みや重要性、そういったものを知っていただける機会になればと思っております。

また、昨年、今年はコロナ禍でやむをなく中止といたしました。平成28年度から議会のご理解とご協力もいただく中で、この議場において、国や地方公共団体の役割や、選挙や議会などの仕組みを学んだ中学3年生を質問者として、実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を開催し、地方議会と行政について学ぶ機会を設けてきたところでございます。

また、坂城高校における主権者教育につきましては、ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響で実施ができておりませんが、出前授業といった形の中で、議会事務局と選挙管理委員会事務局の職員が高校に出向き、説明する機会を設けてきたところであります。

18歳から実際に選挙権を有し、有権者の1人として自らも選挙権を有する立場となる高校3年生に対し、議会の仕組みや選挙の重要性などについて説明し、投票行動への自覚を促すとともに、可能な年については町議会の傍聴も実施して、主権者の立場で実際の議会を体感していただいたところであります。

また、昨年はインターンシップにより役場で職場体験をした生徒さんに、期日前投票会場で実際に投票に来た方に投票用紙を渡してもらうなど、実際の選挙事務を通じて投票に関心を持っていただく機会としたところであります。

そのほか、各選挙期間中におきましては、広報や町ホームページ、防災行政無線による啓発はもとより、選挙管理委員会やその補充員の皆さんとともに、町内3地区で店舗等の入口に立ち、お店に立ち寄られた方に声がけし、投票を促す街頭啓発活動も行っているところであります。

今後におきましても、様々な機会を捉え、投票率アップに向けた啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

続いて、投票所についてのご質問であります。初めに、期日前投票所増設への考えはとのご質問であります。当町におきましては、役場庁舎1階に期日前投票所を開設しているところであります。役場庁舎ということもあり、駐車場からの段差もなく、足の不自由な方も含め、

どなたでも気兼ねなくお越しいただいているところでもあります。

期日前投票における投票率は増加している傾向であり、選挙のたびに様々な媒体を使って周知を図る中で、町民の皆さんの認知度も高まってきたものと認識するところでもあります。

文化センターや村上地区等へ期日前投票所を増やしてはとのご提案であります。選挙期間中は、選挙日前日までの毎日、朝8時半から夜8時まで投票所を開設し、その事務に当たる職員をはじめ、投票管理者や立会人など多くの人的対応が必要となってくるところでもあります。

また、期日前投票の会場における投票には専用のシステムを導入し、正確にミスなく迅速な対応を図っているところではありますが、会場を増やすには、それぞれの会場に機器を新たに導入する必要があることに加えまして、そうした機器や会場をネットワークでつなぐといった必要も出てまいります。

また、当町は複数の期日前投票所を設置している近隣の市と比べましても、そのエリアや人口規模等に対する期日前投票所の数につきまして、決して少ない状況ではないということに加えまして、期日前投票所を増やすための経費の面や人的な対応、システムの整備といったものを考えますと、現状におきましては大変難しいものと考えているところでもあります。

次に、第6投票所の変更に関するご質問であります。当町では町内各地区に15か所の投票所を設ける中で、町民の皆さんがお住まいの場所の近くで気軽に投票を行っていただけるよう、利便性の高い投票所の体制を確保してきているところでもあります。

ご質問の第6投票所、田町十王堂、閻魔堂でありますけれども、こちらにつきましましては、四ツ屋、戌久保、田町、御所沢地区の有権者の皆さんが利用する投票所であります。田町十王堂は入口に段差があり、高齢者や足の不自由な方が入りにくいといったご指摘をいただく中、ご質問にもありましたように、選挙のたびに臨時的なスロープを設置して、投票していただきやすい投票所となるよう対応をしているところではありますが、地域の皆さんにとってなれ親しんだ投票所となっているためか、段差の解消以外の部分で大きなご指摘といったものはいただけない状況であります。

現在、田町十王堂につきましましては、地元田町区で改修工事の計画が進んでいるというふうにお聞きしているところであり、万一、工事期間中に選挙が重なったような場合には、別の会場を考えなければならない状況、そういったことも考えられるところでもあります。

そうした状況における対応は、当然考えていかなければならない部分でありますけれども、第6投票所そのものの変更といった部分につきましましては、現状議論に至っておらず、変更先となる会場や、地域との協議などにつきましてもなされていない状況でございます。

複数の地域の皆さんが利用する投票所の変更となりますと、関係区との協議、調整がまず必要となってまいりますし、一定の周知期間も必要となってまいります。本日ご提案をいただきました内容等につきましまして、選挙管理委員会のご意見もお伺いする中で、必要に応じ研究をし

てまいりたいと考えております。

次に、選挙立会人の立会時間の短縮に関するご質問であります。選挙当日は、朝7時から夜8時まで長時間にわたり投票所を開設しており、投票管理者及び立会人として地域の皆さんにご協力をいただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げるところであります。

各投票所におきましては、投票管理者1名と立会人2名の計3名の皆さんをお願いしているところであり、これまで終日同じ方にお務めをいただいております。

当日ご協力いただく投票管理者や立会人等の人選につきましては、選挙管理委員会からあらかじめ地域に依頼をし、選任をいただいているところではありますが、特に一つの地区で一つの投票所を設置している地域では、3人の人選にもご苦勞をいただいているといった声もお聞きするところであり、今後も原則的には同じ方に終日務めていただくことを基本としたいと思っていますところでもあります。

ただし、地域のご事情ですとか、体調的な不安等への配慮も大変重要であるというふうに考えますことから、今後途中での交代が必要な場合については、あらかじめ選挙管理委員会にご相談をいただく中で対応してまいりたいというふうに考えるところでございます。

町といたしましては、町民の皆さんが少しでも投票しやすい環境を整え、投票機会を確保することに加えまして、特に投票事務におきましては、地域の皆さんの協力が必要不可欠でありますことから、ご協力いただきやすい環境づくりにつきましても、選挙管理委員の皆さんとともに考えてまいりたいと思っております。

**10番（滝沢君）** 担当課長よりご答弁をいただきました。メインにしていた投票所の変更と期日前投票所の変更は、ちょっと現状ではまだ難しいということでご答弁をいただきました。

やはり、マンパワーということが大きなマイナス要因かなとは思いますが、今、デジタル化をこれからどんどん進めましょうという中で、オンラインといいますか、ネットワークでつなぐということは、そんなに難しいことじゃないんじゃないかなと思っておりますが、ただ、数年に1回という毎年あるということでもないもので、そこら辺の維持管理ということもあると思います。

マンパワーということで言えば、今回、ワクチン接種では役場OBの方に大変大きな力を発揮していただいているので、そのような皆さんにもお力添えいただけるんじゃないかなと、個人的にはちょっと思っております。

それから、立会人さんの負担軽減ということでは、一応柔軟に対応していただけるということでもございましたので、今年の県知事選、それから参議院選からぜひ取り込んでいただきたいと。

それからもう一つは、この立会人さんは公募ということでもたしかできたと思うので、やはり、今の各投票所の区長さんの立場というのが、やはり区長さんがちゃんと顔がわかる方が来

ているということの確認という意味も大きいと思うんですが、やはり若い世代に選挙の仕組みと申しますか、関心を持ってもらうという意味では、公募で若い方が立会人として仕事に携わっていただくというのは、これ一つの大きな取組ではないかなというふうに、これは要望としてお願いをしておきたいと思います。

それと投票率については、これは全国的な流れで、10代、20代、これはどうしてもいろんな就学とかというようなあれもあると思うんですが、低いというのは、これは全国的な流れであります。それから非常に、それに比べて中高年層、40代以上ですね、昨年の衆議院選挙でいくと40代が59.7、50代が68.6、60代が75.74、70歳以上の方で64.87と、非常に町の投票率を大きく上回っている方が来ていただいているというのは、やはりこれはそれだけ関心を持っていただいているあかしではないかなというふうに思っております。

ただ、若者世代の投票率が減少しているというのは、今に始まったことではなくて、30年ほど前からということも言われております。やはり、これは今の若者に責任を負うということではなくて、こうなった原因を社会全体で議論していくということが必要ではないかなというふうに思っております。今後、若い世代が投票しやすくする取組として、今考えられておりますのが電子投票システム、このような普及も期待をしたいというふうに思っているところでございます。

では、1点だけちょっと再質問をさせていただきたいと思います。期日前投票率の推移を答弁いただきましたけれども、昨年の衆議院選挙で見ますと、当町は全国より7.01ポイント、県より2.9ポイント高い投票率であります。有権者の約3割近い方が期日前投票に来ていただいている、前段で述べましたけれども、分散投票の目的としても、今後拡充を図っていただきたい点であると思います。投票率アップの取組として、主権者教育、啓発活動などのソフト面の取組と併せ、投票のしやすさ、投票所に行きやすくするハード面の環境整備も重要と考えます。

そこで、本年4月からデマンド交通が運用されます。この選挙期間中に限り、土曜日と日曜日に運行ができないか、伺いたいと思います。説明によりますと、土日は運休とのことですが、期日前投票や投票日当日に利用できれば、利便性の向上につながると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

**総務課長（臼井君）** 再質問にお答えをいたします。今年4月から運用が始まるデマンド型乗り合いタクシー、こちらにつきましては、土曜日と日曜日を除く平日の運行で許認可を受けておりますことから、選挙期間中に限って土曜日、日曜日に運行をすることは難しいところでありますけれども、土日を除く期日前投票期間中につきましては、75歳以上で利用登録をいただ

いた方であれば、利用いただくことが可能であります。

また、循環バスにつきましては、土曜日でも運行しているところありますので、こちらをご利用いただくことも可能でございます。

**10番（滝沢君）** 再質問にご答弁いただきました。現状ではデマンド交通は難しいということで理解をいたしました。これは、今の運用が今後実証試験ということで3年ぐらいということはお聞きしておるんですが、その中でいろいろ勘案していただいて、もし利用できるようであれば、ぜひ取り入れていただければ幸いです。

時間の関係で、これで最後にまとめたいと思います。国民主権の原則の下、私たちは民主主義を堅持していかなければなりません。その民主主義の根幹で三原則の一つに挙げられているのが選挙であり、その主権を反映させる行動が投票であります。投票率アップへは、政治、行政をより身近なものとしていただくためには、私たち議会議員もその立場において、町民の皆様に議会活動の発信をしていく責務があります。

コロナ禍で活動も制限される中ではありますが、残りの任期1年、その職責を全うすることが与えられた役割であると思っております。

以上、一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

9番 朝倉国勝君の質問を許します。

**9番（朝倉君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今年、ラニーニャ現象の発生により厳しい冬を迎えております。近隣の豪雪地域は、記録的な積雪により大変厳しい冬を過ごしておられると思われま。3月の声を聞き、ようやく春の気配を感じられるところとなりました。過ごししやすい春の到来を期待したいと思っております。

今年で足かけ3年目を迎える新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株に変異し感染が拡大、全国的に展開され、感染力の強さが従来株に比して強力なために第6波を形成しております。現状はピークアウトを迎えそうではありますが、高止まりの状態を呈しております。感染者数は一進一退を呈しながら減少傾向に推移していくものと判断しております。

このような中、当町では第3回目の接種を2月末を目標に、65歳以上の高齢者、医療従事者を中心に向けた前向きな対応をされ、感染の防止に努力しておられます。関係者の皆さんの努力に感謝をこの場を借りて申し上げたいと思います。あわせて、65歳以下の方々や子どもたちについても、速やかな対応をお願いしたいところでございます。

また一方、冬季オリンピックも北京で開催され、我が国の選手も力いっぱいの活躍をして、多くの感動と過去最高のメダルの獲得をしていただきました。世界中の皆様がこの盛り上がり浸っているさなか、ロシアによるウクライナへの侵攻が始まりました。常識では考えられない暴挙であります。力による現状変更、侵攻が開始されました。武力による侵攻は、いかなる理由があつたにしても許されるものではありません。日本政府においても、欧米をはじめ全世界の力をもって、国際連携を図りながら、常識では考えられない暴挙に対し、制裁措置を含めた厳格な対応を取られることを切望するものであります。

また、3年間続いているコロナ感染症の影響により経済活動が制限され、令和4年度の予算編成がどのような形でできるか、大変心配をしながら注視しておりましたけれども、町民の皆様の方の努力の結晶として、過去最高の72億8千万の予算編成が議会に提案されました。大変喜ばしい限りであります。

しかしながら、ウクライナ危機で発生する経済への影響は、今後どのような形で影を落とすか、注視していく必要を感じております。

いずれにしても、早急な和平協議が進行し、平穏な生活が一日も早く、取戻しができることを願っておるところでございます。

さて、今議会に一般質問としての私のテーマは、1. 今後の道路事業について、イ. 町全体を俯瞰した道路インフラ整備の考え方はということで質問させていただきます。

国道18号バイパス、インター先線の工事も、目に見える形で進行してくる状態となりました。数年先には供用ができるのではないかという見通しを感じるところでございます。坂城あるいは長野県内でもこの辺の周辺においてはですね、物流の主体は陸路が中心で、その多くはトラックでの輸送でございます。燃料の高騰や人件費等、原価高の要因に伴い車両の大型化が進みますとともに、経済や観光等の活性化に伴い、国道18号は1日の通行量が1万台を超える全国的にも過激な交通実態であります。

また、交通量の多い国道18号線ですが、歩道のない二車線区間が多く、安心して人が歩けない国道でもあります。また、慢性的に渋滞が発生し、大変厳しい交通事情を呈しております。

県下でも一、二を争う道路事情の中で、ご存じのように製造業が活発な地域であることでございますので、このような道路事情の中では生産活動の効率の低下を招いてしまうとともに、救急車や緊急自動車の到達にも時間がかかり、日常生活に不安を地域住民は感じております。

これらの道路状況を抜本的に改善できる方策は、現在進行している18号バイパスの早期供用と、インター先線の18号バイパスへの締結を早期に行うことが、将来の坂城町の新たな発展につながるインフラ整備と考えているところであるとともに、関東と上信越を結ぶ地域全体としても重要な幹線道路でもあります。

また、今年度から始まるデマンドタクシーの実証実験についても、将来につながる交通対策

であるとともに、その着実な成果が積み上がることを期待したいところでございます。

いろいろな事情を抱えている道路事情ではありますが、数年後には供用できるインフラ整備をベースに、将来の坂城のあるべき姿を俯瞰した道路整備を検討する絶好の機会と考え、次の項目について、町の考え方を伺いたいと思います。

- 1、国道バイパスと接続するインター先線の早期完成に向けた町の対応は。
- 2、A01号線文化センター以北の道路改善の考え方は。
- 3、基幹道路と接続する道路改善の考え方は。

以上、3点について伺いたいと思います。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから1番目の質問としまして、今後の道路事業についてということで、3項目についてご質問がありました。その中で、私からは国道バイパスとインター先線の早期完成に向けた町の対応、この点に関してお話し申し上げまして、そのほかの項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず、国道バイパスと接続するインター先線の早期完成に向けた町の対応でございますけれども、ご案内のように坂城更埴バイパスの坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、用地測量・地質調査をはじめ、道路予備設計や関係機関との協議に着手し、平成27年度には関係区に対し、事業についての説明会が開催され、平成28年度から順次、用地交渉と用地買収が進められてきました。

平成30年度には、網掛地区において坂城町区間で初めて用地買収が整った土地を囲う木柵の設置工事が施工されたところであります。

以来、昨年度には上五明地区の交差点に関する地元説明会や、網掛地区の工事着手に向けた地元説明会などが実施され、今年度については、網掛地区において、工事用道路の設置工事、水路付け替え工事などの附帯工事や道路本体の盛土工事が行われ、小網地区においては、道路予定地の支障木の伐採・伐根と整地工事及び木柵の設置、上五明地区においては、埋蔵文化財の調査等が行われたところであります。

また、坂城町国道バイパス・県道促進期成同盟会におきましては、国土交通省及び県選出の国会議員に対して、国道バイパス建設促進などについて要望活動を計画したところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での要望は中止とせざるを得ませんでしたが、直接の要望に代えて、2月1日付で文書による要望を行ったところであります。

国道バイパスの建設は、地域住民の皆さんの思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体と協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、坂城インター線先線につきましては、県が事業主体として、国道18号からテクノさかき工業団地までの区間を平成27年度から事業着手し、現在は令和5年度末の完成を目指し、

道路本体の大規模な盛土工事を実施しているところであります。

また、現在工事施工中のインター先線の延伸区間につきましては、今年度は千曲川を渡る橋梁の予備設計を行い、令和5年度の事業化を目指し進めているところであります。

なお、国道18号バイパスへ接続するインター先線の延伸区間につきましては、毎年実施している千曲建設事務所との地域づくり懇談会において、継続して要望してきておりますし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催は中止となりましたが、長野県議会、危機管理建設委員会への陳情につきましても、国道18号バイパスまでのインター先線の延伸を最優先に要望活動を行ってきたところであります。

インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークの多重化といった効果も期待されますことから、国・県に事業区間の早期完成及び未事業化区間の早期着手について、さらなる要望をしまいたいと考えております。

千曲川に並行した形で、東側には国道18号及び上信越自動車道、西側に国道18号バイパスが整備され、これらをつなぐ坂城大橋、鼠橋のほか千曲川を渡るインター先線が開通することで、いわゆるはしご状となり、さらなる道路のネットワークが形成されることとなります。

加えて、国道や県道などの幹線道路へ接続する町道A01号線やA06号線、A09号線などの整備により、アクセス性が格段に向上することから、渋滞緩和や産業、観光等の活性化には欠かせない非常に重要な路線の整備であると考えております。

町といたしましては、国・県に対し、より一層事業推進が図られ、また一日でも早い完成に向けて要望を継続してまいりますとともに、町道幹線の整備促進にも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

**建設課長（関君）** 私からは、町道A01号線文化センター以北の道路改善の考えと、基幹道路と接続する道路改善の考え方についてお答えいたします。

まず、町道A01号線文化センター以北の道路改善の考えはについてであります。A01号線の拡幅につきましては、南条鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用し道路改良事業に取り組んでおり、また、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に関しましては、街路事業により改良工事を実施してきました。

現在は、南条金井工区、酒玉工区に加え、令和3年度からは金井工区、酒玉工区間を保地工区として新たに事業着手し、2回目の地権者説明会に向け、測量及び実施設計業務を行っているところでございます。

また、酒玉工区につきましては、若草橋の架け替え工事も完了し、終点部、大口の交差点の部分ですが、その工事を残すのみとなりまして、来年度の事業完了に向け進めているところで



ございます。

ご質問の町道A01号線文化センターグラウンド交差点以北の坂城地区につきましては、道路拡幅の未整備区間となっており、南条・中之条地区が全線完了した後、事業着手する予定ではございますが、当面の間、路盤の改良も含めた舗装工事を実施しているところであります。現在施工中であります南条地区の未整備区間の早期完成を目指し、一年でも早く坂城地区の道路改良に取り組めるよう、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、基幹道路と接続する道路改善の考え方はについてであります。国道バイパスやインター先線につきましては、各事業により進捗の度合いは様々であります。現在着実に事業が進んでいる状況でございます。

そのような状況の中で、今春に完成を迎える南条産業団地に直結し、インター先線へ接続する町道A09号線も整備を進め、また村上地区では町道A06号線道路改良事業につきましては、県道長野上田線から国道18号バイパスへ接続するまでの間を平成28年度より継続して事業推進を図っているところであります。

特に、町道A09号線につきましては、道路改良工事が完了し、令和5年度末に完成予定の坂城インター線が開通した際には、鼠橋通りから坂城インターへのつながりが向上することで、町内のみならず、特に上田の川西地区からのアクセスも格段に向上しますので、さらなる交通のネットワーク化が図られるものと考えております。

今後、町といたしましては、国道バイパスやインター先線及び延伸区間が確実に事業推進されるよう、また一日も早い完成に向け、要望を行うとともに、主要町道の整備促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**9番（朝倉君）** ただいま、町長をはじめ担当課長から答弁をいただきました。国道18号バイパス、インター先線の延伸は、坂城町のみならず、地域は無論、首都東京と上信越を結ぶ幹線道路であります。この開通によって、周辺市町村の日常生活をはじめ産業、観光を含め多くの活性化が期待されるところであります。

先の話で恐縮ですけれども、この機会を捉え、町の道路事情を俯瞰して将来を展望することが大変重要なことだというふうに考えております。道路を造ることは、大変な時間と多くの関係機関、そして地元の協力が鍵となっていきます。一朝一夕にはできない大変力仕事の仕事でございます。

できた暁には、本当に多くの効果が期待できる、これも道路の持っている大きな力でございます。特にこの国道バイパス、そしてインター先線の完成を見据える中で、やっぱり坂城町の発展のために、このインフラ整備というものは、私は大きな財産になってくるのではないかと。ということで、これから先ほど答弁いただいた、いろいろな道路事情の改善策があるわけですが、そういうことをやっぱり着実に積み上げて、将来の坂城町の一つの大きな絵を描いて

いただきたい、こんなことを申し上げたいと思います。

そんなことで、行政の立場では行政の立場の仕事がございまして、私ども議員は議員という立場の中でお手伝いできることがいっぱいあるかと思っております。今日こういう提案をいたしましたわけですが、私も一議員という立場の中で頑張りたいと思いますので、町長をはじめ職員の皆さんについても、坂城町でも大きな事業になるかと思っておりますので、ぜひ格段のご協力をお願いしたいということで、次の質問に参ります。

2番目のテーマは、農業振興についてでございます。

イ、今年度の水田（水稻）の作付けはどのような状況か、また課題はについて質問を行います。米価は、コロナ禍が足かけ3年継続することにより米余りが続き、それに伴う米価の下落が続いております。栽培農家は大変な苦境に立たされておるところでございます。

この地域では、農家自ら水稻を栽培する方は、ここ数年大幅に減少傾向でございまして、担い手の専業農家に土地を利用集積する形での農家が多く、農家の水稻離れが顕著になってきております。したがって、水稻、転作作物の栽培は、担い手農家が中心となって展開をしているのが現状でございます。

お米は、戦後から1960年代は米の消費量が多く、なかなか十分な生産が間に合わない時代が続き、そのために栽培技術の改善や品質改良により、1970年初め頃にはようやく米の生産が消費を上回る状況から、生産米価の維持をしていくために、政府は減反政策を実施いたしました。それ以降、生活様式が欧米化すると同時に、個人の消費量が年々減少傾向を呈してきたために、減反政策も水田面積の30%を優に超える減反をしないと、生産と消費のバランスが取れない状態でございます。このような状態でございますので、この減反政策については、特に米を生産することが主体の農家は、この減反政策に対する反発が大変大きくなりました。

2018年、この減反政策は、一応廃止という形になりましたけれども、今日現在まで、廃止となったんですけれども、形として見れば従来の減反政策が続いている、同様な状況でございます。

政府の干渉は大幅に減ったとはいえ、地域のJAや市町村で構成する農業再生機構の中で調整がされて、米価の下落や生産農家の減少に伴い作付面積が調整されているわけですが、今のような状況でございますと色々な問題も発生し、担い手農家からも、今のやり方について問題提起をすることが多く聞かれます。

今後、今年の作付につきましても、これから最終的に調整に入るかと思うんですけれども、農業再生機構で対応されていくと思うんですけれども、調整には大変苦勞をされているような話も聞き及んでおります。このような状態で、やりたくない農家、そして担い手をお願いしても、もう私どもにはできませんというような状況もありまして、場合によっては、担い手の農家が多くを負担を抱えて対応しているような状態でございます。

いろんな話の問題点を聞きますと、現在、農協も経営改善を進めているところでございますので、なかなか真剣にこの問題についても、この近辺では取り組んでくれないような話も聞いておまして、どちらかという行政の担当者が1人で苦勞しているような話もお聞きしております。

減反ということも後で申し上げたいと思うんですけども、食糧安保的な考え方からすれば、本当におかしな政策であるように思っております。

食料の自給率が47%、エネルギー換算で目指しているんですけども、現状は37%ぐらいというのが数字として出している農林省の数字でございます。そのようなことからすれば、大いに政策的にも考えなければいけないというような状況であろうかと思えます。そのようなところがございますので、ぜひ町としても県や国、そして農協に対して問題提起をもうちょっと一生懸命やっていただいてもいいんじゃないかと。あまりしよい込む形じゃなくて、政策的にも変えなきゃいけないということがあれば、自信を持って問題提起をお願いできればというようなことも感じるところでございます。そのようなことを申し上げながら、以下の3点について質問したいと思います。

一つとして、水田への水稲作付状況は。また担い手の耕作担当状況は。作付数量目標達成は、今年可能でしょうか。そしてまた、個人の自家栽培をしている農家と担い手の農家が耕作している比率はどのくらいなのかをお聞きしたい。

二つ目としては、転作について、担い手農家の収益向上につながっているかどうか。

三つ目としては、転作での問題点は水田と転作圃場が隣接しているので、どうしても水の浸入が避けられない。したがって作業性あるいは収穫量に大変影響が出るということで、担い手農家も苦慮しているところがございます。土地の集約・集積がどのような展開ができて、どのようなことが改善できるのか、その考え方について、町の考え方をお聞きしたいと思います。

**商工農林課長（竹内君）** 2. 農業振興について、イ. 今年度の水田（水稲）の作付けはどのような状況か、また課題はについてのご質問にお答えいたします。

米の需給調整は、主食となる米の需給バランスを図る一方、米価の安定を目的としておりますが、米の1人当たりの消費量は、昭和37年度の118.3キログラムをピークに全国的に減少を続け、令和2年度には50.7キログラムにまで減少しております。

この間、単身世帯や共働き世帯の増加などによる社会構造の変化や外食産業の増加、食の多様化による食生活の変化等により、年間の国内消費量は毎年10万トンも減少している現状に加え、現在のコロナ禍における需要低下や、国内人口が減少局面に移行していることなどを受け、今後も長期的に消費量が減少する見込みとなっております。

こうした中、米の生産面では、令和3年の米の作況指数が全国で101となったことから、主食用米の収穫量は昨年9月末の時点で、適正生産数量の693万トンを超え、701万トン

となり、民間在庫量は適正水準の200万トンを大きく上回る214万トンに上ることから、相対取引価格の下落など、米の価格形成に大きな影響を及ぼしております。

こうした情勢の下、次年度の水稲作付につきましては、令和4年産米の生産数量目安値が県から既に示されており、前年対比96.4%にあたる671トンが当町における水稲の作付枠とされております。

そのため、昨年の水稲作付実績及び令和4年産の大規模水稲作付農家の作付計画のほか、千曲市へ出作している方の農用地利用集積計画に基づく利用権設定面積により、現在、地域間調整による協議を行っておりますが、現状では水稲作付率49.65%を各農家への一律配分としてお願いする中で、生産数量目安値を達成してまいりたいと考えております。

この作付率は、農家の皆様に水田面積の過半数を水稲作付せずに、転作にご協力いただくことを意味するため、非常に厳しい数値目標となっておりますが、大規模水稲作付農家の皆様をはじめ、生産農家の皆様のご協力の下、転作作物の作付等を通じて、達成に向けて推進を図ってまいりたいと考えております。

そのため、課題としましては、農業者の高齢化等が進行し、水田の貸付けを希望する農家が多いのに対して、大規模水稲作付農家側の水田の受入れ可能な面積にも限りがありますので、今後、水田利用を行う新たな農家の確保が必要となってまいります。

水稲の大規模経営は、機械や設備など多額の設備投資が必要なため、現状の米価水準が続くと、新たな水稲農家の参入や育成のほか、適性な水田の管理が困難になるものと考えられることから、これら水稲農家の効率的な経営のための水田利用の在り方や省力化に向けた技術導入、土地改良事業による水田の面的整備なども視野に入れる中で、関係機関とも連携して、これら課題の精査と対策を検討してまいりたいと考えております。

転作作物の作付推進につきましては、大規模水稲作付農家を中心に、作付品目を地域奨励作物として作付誘導を図っており、これまで麦・大豆のほか、加工用米、飼料用米、サツマイモなどを産地交付金の対象作物に位置づけるほか、これら作物の効率的な生産を支援するため、各種補助事業による機械化などを支援しながら推進を図っており、町単独助成の転作助成金による誘導と併せ、転作作物の作付を推進しております。

そのため、担い手農家にとって、作付のメリットが受けられるよう、販売価格が生産費を恒常的に下回っている対象作物に、その差額を交付する国の経営所得安定対策により、農業経営の安定を図っているほか、昨年からは、輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新することを目的とした水田リノベーション事業などへの施策誘導により、より有利な転作作物への作付を実施していただいております。

続きまして、転作推進に係る農地集積についてお答えいたします。町では、人・農地プランにおける農地の集積・集約化について、認定農業者や認定新規就農者の出席の下、地域での懇

談会を開催し、地域農業の担い手として、農地の集積・集約化の合意形成を進めているほか、大規模水稲作付農家間における農地のすみ分けについても、当事者を交えて協議を繰り返し実施しているところであります。

現実的には水利や耕作条件が異なるため、農地の集約化に至るまでには、まだ時間がかかる見込みですが、一部の農家では、農地中間管理機構の仲介により、土地所有者と水稲作付農家における農地の貸借を実施している水田や、水利条件の悪い農地の集積により、転作を進めていただいているところもあります。

また、町では、農業委員会への農用地利用集積計画の提出に基づき、12月末時点における新規の利用権設定面積に応じた農地活性化奨励金を交付することで、農地の集積・集約化を支援しており、平成26年度の制度創設以来、これまでに水田を中心とした43ヘクタールの農地集積と一部集約化が図られてきたところであります。

町内の水田面積224ヘクタールのうち、大半を自家用の米を生産する飯米農家が占める中で、現状においては、自作地が78%、借受地は22%の割合となっておりますが、今後は年を追うごとに自作地の面積が減少し、貸付けを希望する農家が増加することが予想される反面、それを借り受ける農家が少なくなることが予想されています。

町内における水稲作付を維持していくため、さらなる営農の効率化や省力化を図りつつ、引き続き、担い手の確保と担い手への農地の集積・集約化に努めてまいりたいと考えております。

**9番（朝倉君）** ただいま担当課長からる説明をいただきました。主食の米の栽培について、減反政策を廃止しても、まだもって多くの課題があります。特に農家離れが進行する中で、食の安全保障を考えると、農業の将来について真剣に考える必要があるときではないでしょうか。

魅力ある農業をどのようにして構築するか。世界での政治情勢が混迷する中で、何か危機が発生しても食料の自給が確実にできるように、自給率の向上をする必要があります。特にウクライナ危機のような状況を考えて、私も真剣に思うところがございます。国全体で真面目に議論するときに来ているのではないかというふうにも考えております。

米価の下落により農家の意欲がそがれ、担い手の不足により農業の将来が不安です。今こそ真剣に農業について考えるときではないでしょうか。農業を魅力ある産業にするためには、諸外国で実施している政策を私どもの日本でも十分に見て、議論して、取り入れて、せめて食料自給が先進国並みになるように、特に先ほど申し上げましたように、ウクライナ危機のようなことがこれから起こらないとも限りません。できればそのようなことがないことが理想でございますけれども、そのような混乱があっても、食について動じないような仕組みを、ぜひ私どもは考えていかなければいけないときではないかというふうなことを考えているところでございます。

以上で私の質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時10分～再開 午後 2時20分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

**7番（玉川君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問をいたします。

初めに、1. コロナ感染者等への支援について。

イ. 経済的支援について。

1. 学級閉鎖や休園によって保護者が休業した場合の経済的支援は。

新型コロナウイルス感染症も2年が過ぎて、現在は第6波、まん延防止等重点措置が全県に適用された1月27日から、ついこの間3月6日まで、この間は当町でも2月はほぼ連日、数は少なかったですが陽性者が発表されていきました。今月に入ってようやく少なくなって、1日以来、昨日は171例目の1名が発表されるくらいにはなっていますけれども、さらに感染力が強いと言われている変異株BA. 2ですか、これへの置き換わりも心配され、まだまだ気を抜くことはできません。

感染者や濃厚接触者の皆さんは、外出規制などの行動制限を受けることになって、大人・子どもの区別はなく、隔離生活を余儀なくされてしまいます。新型コロナウイルス感染症の影響で仕事ができなくなった個人への経済的な支援を見ると、感染や感染疑いなどの当事者として、自宅療養などが必要となった会社勤めの方には、協会けんぽなどの被用者保険の傷病手当金や、国民健康保険の新型コロナウイルス感染症関連として傷病手当金が支給はされます。

感染当事者でなくて、勤めや仕事を休まなければならなくなって、収入が減ってしまう心配があるのは、家族が感染して介護が必要になったり、学校などの休業で家にいることになる子どもたちの世話をする保護者の皆さんです。

家族の感染介護の場合は、両立支援等助成金の新型コロナウイルス感染症対応特例というのがあります。学校などの休業による収入減少などへの支援策としては、会社などの労働者向けには、労働者の年次有給休暇以外の特別有給休暇分の給与分を100%国が負担する小学校休業等対応助成金と、契約で仕事をしている事業主、フリーランス向けの定額支給である小学校休業等対応支援金、助成金と支援金ということで、かなりややこしいのでありますけれども、そういったものがあります。この場合は、両方とも子どもの人数に関わらず、介護の対象になる人数に関わらず、複数人の保護者も対象にはなるということが書いてありました。

以上は、私が国のホームページや、直接、県の相談窓口にお問い合わせした上で電話で解釈したもので、ほかにも支援はあるかもしれませんし、自分の解釈の仕方がおかしくて間違いもある可能性もありますので、当事者の方は、直接、国や県の窓口でご自身が納得するまで確認をお

願いたいと付け加えておきます。それだけ複雑ということでもあります。

その中で、今回の質問は、小学校休業等対応助成金と支援金についてです。希望する労働者の皆さんや事業所に、この助成金や支援金の利用の促進をしてもらうための町の取組についてお聞きします。

この助成金、支援金の申請先や事業所への働きかけについては、県労働局ということですので、町への相談はないかもしれませんが、助成金や支援金を希望する労働者から町への相談があったのかも含めてお聞きします。

また、小学校休業等対応助成金・支援金は、それぞれの労働形態に合わせた支援策とはなっていますけれども、契約なしで仕事をする、例えば小売業や建設関係などの場合、子どもの世話のため、保護者として休業した場合は、同じように支援の対象となるのでしょうか。現行の制度で対応ができないようならば、独自の支援ができないか、町の考えをお聞きします。

続きまして、2の国民健康保険のコロナ感染症関連傷病手当金の申請状況は。

町が知ることができる町内コロナ感染症の感染者の情報については、県発表によって私たち一般市民が知ることができるものと同じだと聞いています。町は個人の特定はできないということですが。

この傷病手当金の給付は、当事者からの申請で始まるわけですが、当事者がこの制度を知っているのか、当事者と直接対面する県は説明をしてくれているのか、これも県の窓口で聞いたところ、当事者から相談があれば窓口の紹介はするというので、事前に個々人の状況に合わせた、この方が個人労働者とか、そういうような状況に合わせた窓口の紹介までは、まずは感染防止のほう为重点ですので、手が回らないというような回答がありました。

支援策についての県のホームページというものは、とても見やすくよかったんですけども、ホームページが利用できる人ばかりではありません。制度自体が複雑ですので、やさしい説明や周知の改善が必要ではあると思います。坂城町でのこれまでの申請状況をお聞きします。

続きまして、傷病手当金の支給対象についても、町のお考えをお聞きします。2020年の9月議会でも、県内での実施自治体はなく、国の財政支援の枠組みの中で実施するという答弁をいただいていますけれども、感染が2年以上となり、感染者数もどんどん増えている状況で、事業主は毎日不安と闘っているわけです。

国保の加入者の平等が一番ですので、事業主、フリーランスへの傷病手当金が理想ではありますがけれども、見舞金という形でも住民を頑張らせて支援しようという自治体が増えてきています。

昨年6月の調査、これは全国商工団体連合会が調査したわけですが、ここでは全国で15自治体、県内では伊那市が傷病手当金、辰野町が国保の見舞金として実施をしています。坂城町でも傷病手当金の対象を事業主やフリーランスに拡大してほしいと考えますが、町の考えはど

うでしょうか。

以上、1のコロナ感染者等への支援についての質問です。

**町長（山村君）** 玉川議員さんから、1番目の質問としまして、コロナ感染者等への支援について、イとしまして経済的支援についてというご質問でありました。私からは、その中でご質問のありました、学級閉鎖や休園により、保護者が休業した場合の経済的支援はについて、その関連あるいは状況を整理してお答え申し上げまして、ほかの項目は担当課長からご説明申し上げます。

さて、昨年の夏頃に全国で猛威を振るっておりましたデルタ株の影響は、10月頃に一旦は落ち着きを取り戻し、秋の行楽や飲食店の利用などが徐々に増え、年末にはコロナ禍前とはいかないものの、だいぶ活気が戻ってきたところでもございました。

しかしながら、1月に入るとオミクロン株の感染例が全国で急増し、新規感染者数が多い日には10万人を超え、1日の感染確認として過去最多になるなど、生活や暮らし、また経済活動や企業活動など、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、様々なところで再び深刻な影響が発生する状況となりました。

感染者が急激に増え続けている中で、その状況を一刻も早く打開するため、長野県においてはまん延防止等重点措置の要請を行い、1月27日から2月20日まで適用を受けて実施する飲食店や施設利用の制限、またイベント等に対する自粛や、外出・移動、職場への出勤制限など、町民や事業所の皆さんにも、ご理解とご協力をいただきました。

また現在では、新規感染者数が減少傾向で、ピークは越えたと推測するものの、オミクロン株の感染力の強さはデルタ株をはるかに上回るため、油断せず、引き続き感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、経済・企業活動の停滞を引き起こし、雇用や就業にも大きな影響を及ぼしております。事業所における雇用の維持や安定、また、そこで働く労働者の収入の確保は、事業を継続し、労働者が生活を送る上で必要不可欠なものでありますが、コロナ禍においては、それを確保することが大変厳しい状況であるため、国において様々な助成制度を整備し、支援をしております。

雇用・休業等に伴う支援制度といたしましては、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い労働者の雇用維持を図った場合に、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金や、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、支援金が給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が設けられております。

また、感染拡大の影響により、小学校等が休校などをした場合に、そこに通う子どもの世話



が必要な保護者である労働者に対して、有給休暇を取得させた事業主へ助成する小学校休業等対応助成金や、小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人事業主の保護者へ支援金を支給する小学校休業等対応支援金が整備されています。

当町でも、町内の法人や個人事業主が利用できる町の制度資金、経営安定特別資金の創設による運転資金の融資や、雇用調整助成金の申請に係る事業主の費用負担の軽減を図る雇用調整助成金等申請支援補助金、コロナ禍前と比較して、月の売上げが減少した際に支援を行う中小企業等事業継続支援金など、町内事業所の状況とニーズを踏まえた支援を行ってまいりました。

ご質問のありました小学校休業等対応助成金制度の事業所及び休業支援金対象者への広報につきましては、新型コロナウイルスに係る支援一覧のチラシを作成し、町内事業所に配布するとともに、町民の皆様に対しても全戸配布を行ったほか、役場窓口等にもチラシを配置して、広報と周知を図ってまいりました。

また、令和2年度から新型コロナウイルスに関する町内事業所相談窓口を商工農林課で開設しており、休業等に対する問合せなどがあった場合、対象となる制度についてご案内をさせていただいておりますが、小学校休業等対応助成金につきましては、1件の問合せがありました。

今後も、町内事業所及び町民の皆様には各種補助・支援制度を知っていただき、必要な制度を利用していただけるよう、引き続き情報発信し周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、自営業者、家族労働者への支援策についてお答えいたします。小規模零細企業が多い当町では、自営業者本人及び家族労働者が感染した場合や、感染した家族の看護をしなければならない場合が生じた際には、その間、仕事の受注や納品ができず、収入も得られないなど、事業継続や生活に影響を及ぼすケースもあると考えております。

町では、こうした状況を踏まえ、新型コロナの大きな波が押し寄せ、売上げが減少し、事業継続や事業経営に支障を来す場合などに活用できる制度をその都度設け、町内小規模零細企業等の支援を行ってまいりました。

令和2年度には、小規模事業者等持続化支援金を創設して、2月から12月までのいずれか1か月の売上げが、前年同月比で30%以上50%未満減少している小規模事業者を支援したほか、飲食事業者等事業継続緊急支援金では、年末年始の売上げが、前年同月比で30%以上減少している飲食関係事業者を支援する制度として創設いたしました。

また、令和3年度におきましては、感染症の影響を受ける中小企業者の事業継続や経営の安定化を図るため、4月から9月までのいずれか1か月の売上げがコロナ禍前の同月比で30%以上減少している中小企業者を対象とした中小企業者等事業継続支援金を創設し、支援を行ってまいりました。

国におきましても、現在、中小法人と個人事業者を給付対象とした事業復活支援金事業を

行っており、新型コロナの影響により、売上げが30%以上減少した事業者への補助を行い、事業の継続・回復を支援しております。

今後におきましても、引き続き国や県、町などが行う支援策に関して情報提供しながら、町内の自営業者をはじめ、小規模零細企業等がこの厳しい状況を乗り越え、事業の継続とともに、今後の発展につながるよう支援してまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（伊達君）** 私からは、国民健康保険のコロナ感染症関連傷病手当金の申請状況はというお尋ねについてお答えをいたします。

国内で新型コロナウイルスの感染が徐々に広がっていた令和2年3月10日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されました緊急対応策の第2弾に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に国民健康保険から傷病手当金を支給する場合、その全額について、国が特例的に財政支援を行うということが盛り込まれました。

その後、財政支援の対象要件あるいは支給額の考え方が示されたことを受けまして、町の国民健康保険におきましても、令和2年5月に国民健康保険条例を改正し、特例的に傷病手当金の給付を行うこととしたところでございます。

当初は令和2年9月までの措置としてスタートいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことから、町の国保におきましても、国の財政支援の延長に合わせて期間を延長しながら、現在も対応しているというところでございます。

これまでの申請状況につきましては、令和4年2月末まで実績はない状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症に感染した個々それぞれの方に対して、先ほど玉川議員さんのほうからご説明をいただきましたけれども、県がどのような事柄をそれぞれの方に説明をしているのかというところまで、詳細については町としても把握はしておりませんが、町といたしましては、新型コロナウイルス感染症関連支援一覧のチラシを作成し、全戸への配布とともに各課窓口にも配置もしてございます。また、そのほか町のホームページへの掲載、これについても3か月ごとに更新をして、広く周知広報しているという状況でございます。

次に、新型コロナ感染症での傷病手当金、これを個人事業主・フリーランスも対象にというご質問でございます。国の財政支援における国保傷病手当金の対象者といたしましては、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者、いわゆる被用者の方々のほか、ここには給与等の支払いを受けている青色事業専従者や白色事業専従者も含まれるということでございます。

一方、国民健康保険につきましては、こうした給与等の支払いを受けている方だけではなく、様々な就業形態の方が加入をしております。こうした中、一律の制度の中ですと、収入減少の状況を客観的に捉えるということは大変難しいのが現状であります。収入の減少に対する所得補償としての妥当な支給額の算出ということが大変困難であるということでもあります。

新型コロナウイルス感染症については、先ほど町長からも答弁いたしましたけれども、個人

事業主などの方にもご活用いただける特例的な支援金制度あるいは減免制度等々、様々な支援策が国・県・町等で重層的に行われている状況もございます。こうしたことを考慮する中で、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置として実施をしております国保の傷病手当金につきましては、今後につきましても、給与等の支払いを受けている被用者が感染等した場合と定める国の枠組みに沿って対応してまいりたいと考えているところでございます。

**7番（玉川君）** 回答をいただきました。支援については、いろいろその都度新しいものができる、説明もして、個々のお宅にも届けている、チラシ等で案内をしているということで、町ができることはやっていたというものでした。

相談は1件というようなこともありました。この助成金についてですが、これは事業所の特別有給休暇の導入というのが一つの条件ということで、小さいところでは、特に事務手続の労力や事務費の増加が原因の一つとなって、事業所の助成金活用に至らないで、希望する全ての労働者の事業所が助成金の申請をするということにはなっていないようです。

助成金を活用してくれない、自分の年次休暇を使い切ってしまうという話が報道にもありますし、町内の聞き取りでもありました。この方は、ご自分でもその制度自体をご理解していなかったということもあるかとは思いました。

私なりに調べて解釈したこの制度については、事業所が消極的な場合は、小学校の休業等対応助成金については、県の労働局の小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口、こういうものがあって、労働者からの相談に乗った上で事業所に助成金活用の働きかけをして、事業所が受け入れて申請すれば、事業所に助成金が支給されて、労働者が特別有給休暇、自分の年次休暇を消化しなくても有給休暇が利用できるという制度だと思いました。

次に、それだけ労働局が説得しても働きかけに応じない、こういった場合もあるわけですが、そういうときには、先ほど町長もおっしゃっていましたが、新型コロナウイルス感染症の対応休業支援金、給付金として希望者が特別相談窓口で相談、そのときには申請もできちゃうのですが、労働局が事業所に協力を依頼して、休暇制度を設けるところまでは行かないだけけれども、休業した事実について事業者側が承諾をすれば、希望者が支援金、これは休暇のときにももらえるお給料の80%と少しは減額されてしまうのですが、受給できるというような改定がなされていると発表をされています。

これもまた問題がありまして、労働局が助成金の活用を事業所にお願いする場合には、相談者の実名を挙げてお願いするということになると、後々でまた気持ち的にいづらくなるとかというような心配もあるということで、使いにくい部分であるというように、実際の働いている方からのお話もあるということでした。

いずれにしても、この助成金とか支援金は国の制度でありますので、町が窓口となっているわけではないので、もっと使いやすい、わかりやすい制度をここで町に求めることはでき

ませんけれども、一番身近な行政組織は町の役場です。町民の皆さんは、役場の皆さんを頼りにしているんです。国に対しては、もっとわかりやすい制度や説明をするよう求めてほしいと思います。また、私も広報の一角として動いていきますので、支援策の改定など、そういった情報は丁寧な広報をお願いしたいと思います。

傷病手当金については、申請はゼロということで、対象の拡大については前回と同じお答えではありましたが、実際には算定の基準が難しいというのも理解はできますけれども、ほかの自治体でもやっているところは出てきていますので、そこを参考にさせていただいて、困っている町民がいれば、支援をしていただきたいというふうに思っています。

続きまして、2の安心・安全な生活のためとして、2項目お聞きします。

イ．妊婦さんに安心を

1、陣痛時に利用できる病院への移動手段、タクシー等への支援を

出産の予定日が近くなると、24時間態勢でそのときを期待と不安を持って待つことになるのではないのでしょうか。出産の第1段階が陣痛で入院ということだと思いますけれども、病院までの移動手段についてお聞きします。

多くはご家族や親戚、お友達などのお知り合いにお願いしているということでしょうか。移動手段について、町は把握し、支援策はあるのでしょうか。

車を出してくれる方も、その時期が近づけば待機状態になりますし、車中での破水などの心配や移動中に体調が変化する、こういったものへの対応を考えると、善意で協力していただける方々でありますけれども、負担も少なくはないと考えます。また、お願いできる身近な人がいない場合は、自身でほかの移動手段を確保しておくことになります。

このことについて、陣痛タクシーというものがあるとお聞きしました。民間のタクシー事業者が、利用者との契約の上でその会社の運行範囲内で24時間態勢で陣痛時に利用できるサービスがあるそうです。破水対策済みで、乗務員さんは出産に関する講習を受けた方だそうです。

陣痛時に限らず、妊婦さんの健診、買物等に使えるタクシー利用料金の助成を行っている自治体もあるようです。当町でも妊婦さんの移動手段への支援をしてほしいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

続きまして、ロの家の外での安全対策は。

1、緊急時の対策はどのようなものがあるか。

町の制度や所有者さんのご理解とご協力で、犯罪の温床になりそうな空き家や茂みの整備は進んできていると思います。しかし、地域の環境整備が進んでも、不特定多数の人が行き交う街頭では不審者などの心配はなくなりませんし、発生場所も予見できません。

こういったときに児童生徒への不審者対策等の指導がされているとは思いますが、その指導の内容についてお聞きします。

最後に、認知症による徘徊者への対策についてお聞きします。徘徊は昼夜、季節を問わず発生する可能性があります。昨年の12月議会での同僚議員の質問には、家族からの相談を受け、介護保険のサービスの利用や民生委員さん、ご近所の方などと連携した地域での見守り等も含めて、支援内容を検討すると回答されていました。

家族が認知症で徘徊のおそれがあると自覚している場合はもちろんですが、相談するほどでもないと考えていたり、どこの段階で相談したらよいか分からない家族などに対して、認知症の方が徘徊しないような家庭内での対策、それと徘徊してしまった場合の近所の連携も含めた保護対策についてお聞きします。

以上、2. 安心・安全な生活のためについての質問です。

**保健センター所長（竹内さん）** 2. 安心・安全な生活のために、イ. 妊婦さんに安心をのご質問にお答えいたします。

妊婦さんに安心して出産していただけるよう、町では妊娠届を提出された際に保健師が面談を行うほか、妊娠時だけでなく出産後も引き続き随時ご相談に応じるなどの対応をしております。

現在、陣痛時の移動手段に対する支援は行っておりませんが、妊婦さんがいるご家庭では、普段の通院や陣痛が起きたときの病院への受診を含め、赤ちゃんを無事に出産するために、どのように対応するかをそれぞれのご家庭で考えていただいていることと思います。

陣痛時には、動けないほどの激痛を感じたり、大量に出血をしているなど、救急車を呼んだほうがよいと思われる場合を除き、家族に運転してもらったり、家族が不在のときなどにおいては、タクシーなどを利用していただくのが一般的であるようです。

緊急性が高いときは救急車を利用していただくのはもちろんですが、日頃から急な陣痛が起きたときの対応について、ご家族で話をしておいていただく中で、ご質問のような陣痛時に利用できるタクシーを移動手段としてお考えの妊婦さんもおられるかと思えます。

タクシーの利用については、陣痛時に病院まで送っていくことができる、マタニティタクシー、陣痛タクシーなどと呼ばれるタクシーがございます。こうしたタクシーは、タクシー会社が運営しており、助産師による研修を受けたドライバーが対応し、陣痛時には優先してタクシーが配車され、妊娠時から出産後まで利用が可能とのことでございます。

現在、町内においてこのようなサービスを提供しているタクシー会社はございませんが、近隣の市町村を配車可能エリアとして運営している町外のタクシー会社にお聞きしたところ、陣痛時に必ず対応できるかは確約することはできないものの、当町の住民の方も登録は可能とのことですので、妊婦さんからお問合せがあった際には、情報としてお知らせをしてみたいと考えております。

陣痛時に利用できるタクシーなどの移動手段への支援につきましては、当町を配車可能エリ

ア対象として運営しているタクシー会社がないことから、現状では考えておりませんが、妊婦さんへの支援としましては、悩みをお持ちの方や配慮が必要な方に対し、保健師が訪問や電話により随時相談を行っているほか、全ての妊婦さんへ電話による状況確認などを行っており、今後においても、安心・安全な出産のために少しでも力になれるよう、きめ細やかな対応をしております。

**教育文化課長（堀内君）** 私からは、ロの家の外での安全対策はのうち、児童生徒に対する不審者からの危険回避の指導内容についてはお答えいたします。

各学校では、危機管理マニュアル等を作成し、様々な危険から身を守るための安全指導を行っております。その中で、声かけ、誘い、付きまとい、写真撮影等、いわゆる不審者から身を守るための対策につきましても、教職員が共通理解の下に、児童生徒が自分の力で自分の安全を確かなものにできるようになる、自分の命は自分で守ることを目指して、日頃から指導を行っているところでございます。

日常的な対策の一つといたしましては、危険を察知できるような子ども自身の意識を育てておくことも防犯対策として効果があることから、警視庁が考案した「いかのおすし」を日頃から繰り返し指導しております。

「いかのおすし」とは、語呂合わせの防犯標語であり、防犯上有効な五つの行動指針について、子どもが容易に思い出せるような形で構成されております。

まず「いか」は、知らない人にはついて「いか」ないことを意味しており、次の「の」は、知らない人の車には「の」らないことを指しております。「おすし」の最初の「お」と「す」は、危険を感じたとき取るべき行動を示しており、「お」は、危ないと思ったときに「お」おきな声を出す。「す」は、危ないと思ったらその場から「す」ぐに逃げることを推奨しております。最後の「し」は、何かあったときには大人に「し」らせることを意味しております。

これらの行動について、各家庭においてもご理解いただきながら指導を行うとともに、不審者の特徴や車のナンバーを覚えておくことや、外出する際には、目的の場所や帰宅時間等をおうちの方に告げるよう、併せて指導をしているところでございます。

小学校の登下校時の対策といたしましては、「いかのおすし」に込められた五つの行動指針を基本とし、例えば大きな声が出せない状況などを考慮して、防犯ブザーや笛を身につけ、いざというときに鳴らせるよう指導したり、登校班での登校や学年、近所ごとまとまっての下校などにより、なるべく1人にならないこと、決められた通学路を通ることなどを指導するとともに、定期的に街頭指導として教職員が登下校を見守る活動も行っております。

また、警察署の取組として行われている、子どもが犯罪や声かけ事案等の被害に遭い、または遭いそうになった場合における保護や、通報、見守り活動等を自主的に行うことを目的に、署長から委嘱される、こどもを守る安心の家事業についても、各学校で作成している安全マッ

ブ等により周知し、活用しているところでございます。

この安心の家につきましては、地域の実態に応じ、原則として小学校ごとに防犯協会や各自治会、PTA等の協力を得て、通学路や子どもが集まる公園等の周辺にある民家、商店などから選定し、登下校時間帯や子どもが屋外で遊んでいる時間帯に恒常的に人がいるなど、安心の家として機能できることを条件として委嘱されております。

当町では、各学校からお願いし、設置条件を満たし、趣旨に賛同いただいた民家や店舗など、令和3年4月時点で約150軒が安心の家として登録されており、不審者等危険を感じたときに逃げる場所、大人に知らせる場所としての役割のほか、喉が渴いたら水を飲ませてもらう、トイレを借りるなど、子どもたちが安全で安心して帰宅できるよう、ご協力をいただいているところでございます。

また、いざというときのために、安心の家を知っておく必要があるため、年度当初の集団下校の際には、教職員が子どもたちと現地を確認するとともに、各校とも毎年、訪問や文書、電話などの方法で、お礼と次年度の継続のお願いをしているところでございます。

ご協力いただいている安心の家につきましては、年々状況等変化していくことが想定されることから、警察とも相談する中、必要に応じて、随時見直しや更新を行っております。

このほか防犯対策といたしましては、年1回実施している防犯教室などによる不審者対応訓練や、地域の協力者、ボランティアによる登下校時の見守り活動のほか、不審者の情報があった際には、「すぐメール」による保護者への注意喚起や付近の見回り活動など、警察と連携して安全確認を行うとともに、必要に応じて対策の検討も行っております。

今後も引き続き、各学校が各家庭や関係機関、自治区、PTAなどと連携する中で、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

**福祉健康課長（伊達君）** 私からは、ロ. 家の外での安全対策はのうち、認知症による徘徊者への対策についてお答えをいたします。

認知症による徘徊につきましては、妄想や人格の変化、せん妄などとともに、認知症の周辺症状の一つとなります。

認知症の症状は、大別すると中核症状と周辺症状に分けられ、中核症状は、記憶や判断力、時間や場所の認識などの認知機能が損なわれる認知症本来の症状であるのに対し、周辺症状は、中核症状を基にして本人の性格や周囲との関わり、環境などの要因により引き起こされる症状ということになります。

認知症の周辺症状の一つであります徘徊は、中核症状である見当識障がい（せんしつしょうがい）の進行が影響して起こりやすくなる症状ということでもありますけれども、見当識障がいは、自分が今どこにいるか認識できなくなる状態のことで、症状が進行いたしますと、住み慣れた自宅にいても、自分がどこにいるかわからなくなり、自宅を出ていってしまうといったことがあり、そうした行動

を徘徊ということでございます。

認知症の方をご家族などが常に見守ることは実際には困難な中で、徘徊を防止するための対策の一つとしましては、ご家族が不在になる時間帯に介護保険サービスにおける通所介護等を利用することで、なるべく家に1人での時間をなくすといったような支援が一つとして挙げられます。

また、徘徊に限らず、高齢者の方に心配なことや気になることがあれば、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターにお早めにご相談をいただきたいと思うところがありますけれども、徘徊についてのご相談があった場合は、先ほど申し上げましたような介護保険サービスを上手に使っていただくようご相談に応じたり、徘徊者の発見時に身元がすぐわかるよう、持ち物に名前や住所を記入していただくよう助言を行っているほか、徘徊時の早期発見のための対策として、携帯用のGPS探知機の貸出しを行っております。

徘徊の疑いのある方が保護された場合の対応といたしましては、状況にもよりますけれども、地域包括支援センターや警察への通報により発見される場合が多く、まずはご本人の身元の確認とご家族等への連絡を行います。その後は、ご家族等とご相談しながら、医療と連携して治療方針等を立てたり、介護保険サービスの利用検討あるいは内容の見直しなど、再発防止に向けての体制を整えていくということになります。

また、徘徊があった際には、ご家族だけでなく、隣近所の方や周辺の店舗などにも状況を知っておいていただくと迅速な発見につながりやすいということから、ご家族等の同意が得られた場合には、徘徊傾向がある方について、近隣の方などに情報提供を行うといった対応もしております。

しかしながら、徘徊を全てに防ぐということは非常に難しい面もありますので、早期に発見して対応できるよう、徘徊を含めた認知症への理解を広めていく必要があると考えているところであります。

町といたしましても、様々な機会を通じて普及啓発を図るため、企業に出向いての認知症に関する講座を実施したり、商工会が主催する「まちゼミ」での講座開設など、今後も関係機関だけでなく、地域全体で認知症の方を見守る環境の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**7番（玉川君）** お答えいただきました。陣痛タクシー、マタニティタクシーについては、面談やアフターの相談をしていらっしゃるということで、小まめに要望等を直接聞いていらっしゃるということで安心をしました。

町外のタクシー会社でも、それが必ずと言えないなんて言われちゃうとちょっと不安だから、そこは本人やご家族が判断するということになると思いますが、できればそういったときにでも料金的な支援ができればなということは付け加えておきます。



子どもたちの緊急避難対応について、指導については、「いかのおすし」はよく聞きますが、それと安心の家ということがあるんですが、実際に本当に150軒もあるなんていうのはちょっとわからなかったんですが、確かに町内を歩いていても隣にあるよなという感じです。そこでもってお水を飲ませていただいたり、おトイレをお借りできるようなことまで考えていただけるといのは、すごいなと思いました。

最近では犯罪があったり、徘徊のほうにも関わるかもしれませんが、防犯カメラ、そういったものが後で利用されたりするんですが、そういったことの利用というのも少し考えてみたらどうかなんては思っています。

徘徊の対策についてですが、結局、早めに介護保険のほうでいろいろ対応の方策があるということで、皆さんに認知症への理解を拡大してもらおうというようなことが一番だということですが、高齢者福祉計画の第8期介護保険事業計画、令和3年から令和5年度を見るとですね、認知症初期集中支援事業ということで、認知症地域支援推進員による養成講座というものがあったり、そこから認知症サポーターが452名とキャラバンメイト66名とありまして、これだけの目があれば、相当な見守りもできるんじゃないかと注目しました。

また、認知症カフェというものでコミュニティカフェほっこり、これがあればそれぞれその存在がわかって、まだ介護保険とかをやっていないにしても、そういったところでもって情報の交換ができれば、早めの介護保険のほうへの移行というようなこともできるんじゃないかと思いましたが、これについてすみません、2回目の質問なんですが、この452名と66名というのが令和2年の12月末で8名となっていますが、この理由とこれからの活用についてどういうふうにお考えになるか。それと、当事者やコミュニティカフェほっこの評価、それとこれからの課題についてお聞きします。

**福祉健康課長（伊達君）** 認知症サポーター、またキャラバンメイトあるいは認知症カフェといたことで再質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、認知症サポーターについてでありますけれども、認知症サポーターにつきましては、認知症に対する正しい知識や理解を高めるため、市町村等が行う普及啓発のための講座や学習会に参加することで、これは誰でもなれるもの。なれるというのは、ちょっとおかしいですけども、そういったことを受講をしていただいた方ということでもあります。

したがって、452名ということが令和2年12月末の数字でありますけれども、この方たちにつきましては、それぞれできる範囲の中で地域での見守りですとか、そういったことをしていただいているというふうには認識をしているところであります。

それと、認知症キャラバンメイトでありますけれども、キャラバンメイトにつきましては、認知症サポーター養成講座、これを実際に自ら開催していただくといったようなリーダー役となることを期待されている方たちということで、このキャラバンメイトにつきましては、定め

られたプログラムを修了した方ということになります。令和2年12月末時点で、その研修を終えた方が66名いらっしゃったということでもあります。その中でですね、実際に養成講座を開設した、活動をした方、これが8名ということでございます。

ただ、人数としては8名にとどまっているという状況でございます。大きな理由としましては、キャラバンメイトの養成研修について、リーダー役というよりも、どちらかというやっぱり個人的な学びの場として受けられた方が多かったかなというような印象を持っております。

町としまして、こういった状況を踏まえまして、例えば町ですとか社協が中心となって開催をいたします認知症サポーター養成講座、ここでキャラバンメイトさんに来ていただいて、実際に今、中心的な役割を担っていただいたらどうかといった流れをつくることで、活動のきっかけづくりをしていきたいなど、そんなことも考えているところでございます。

ただ、残念ながらですね、令和元年度までは、毎年実施していました認知症サポーター養成講座でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ここ2年間は開催が難しい状況になっております。しかしながら、社会活動が徐々に再開されている中ということもございまして、感染動向を見ながらということにはなっておりますけれども、そういった取組を引き続き進めてまいりたいなど、そんなふうにも考えているところでございます。

次に、認知症カフェについてでございますけれども、認知症カフェにつきましては、認知症の当事者やそのご家族が、当事者同士、また家族同士だけでなく、地域の方なども含めてその思いや情報を共有し合うということで、地域における認知症に関するつながりをつくっていくということを目的とした取組と認識をしております。逆にこういった場面でも認知症サポーターの講座を受けた方、こういう方のご協力が必要になってくるかなと、そんなふうにも思っているところでございます。

今後の取組としまして、認知症サポーター養成講座等の開催により、まずは認知症について考える、地域の皆さんに考えていただく機運を高めつつ、講座を受けたサポーターの方の協力も得て、家族や認知症の方が集える場の設置を検討してまいりたいと考えているところであります。

カフェほっこりですね、社協さんでやっていたいただいているほっこりなんですけれども、今はコロナの影響でしばらくお休みをしていますけれども、ほっこりも実はそういう集いの場としては、大変有効な場だと考えておりますけれども、場としては認知症に特化したものではございませんので、活用できると思うんですけれども、少しちょっと線引きをしないといけないかなという感じはしています。社協さんを含めて、そんなところも検討していければと思っております。今後そういった取組を進めていければと考えているところでございます。

**7番（玉川君）** ご説明いただきました。介護認定の前や徘徊の初期の段階での見守りについては、大変難しいとは思いますが、家族だけの見守りには限界がありますので、特に老老

介護ではなおさらです。当事者が気軽に経験を語る場や、先ほどのキャラバンメイトの皆さんによる講座による一般町民の方の理解の拡大、こういったものをコロナの影響は残念ですが、誰にでも直面する可能性のある問題の解決の一つの糸口として開催して欲しい、そういうふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は11日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時17分）